

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

第11回会議付属資料(その1)

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料（各種事務事業(国民健康保険事業関係)の取扱い総括表）

協 議 項 目	各種事務事業（国民健康保険事業関係）の取扱い	細 項 目	国民健康保険事業関係		
事 務 事 業 名	国民健康保険関係事業	専 門 部 会 名	住民部会・財務部会	分 科 会 名	国保分科会・税務分科会
項 目	調 整 方 針				
国民健康保険税	1 税率（医療・介護）については、合併する年度の翌年度に統一する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。また、急激な負担増を緩和するため、財政支援措置を講ずることとし、その額については、保険給付費等の状況を勘案しながら調整する。なお、期間は、平成１７年度から３年間を目安とする。 2 軽減措置については、西条市、東予市及び丹原町の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 3 納期については、東予市、丹原町の例を基本とし、調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 調整方針説明資料（Ｐ．２参照）				
保健・医療費助成事業	1 短期人間ドック・脳ドックの対象者、助成割合については、次の内容で調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 （１）短期人間ドックの対象者については、西条市の例により調整する。 （２）脳ドックの対象者については、東予市、丹原町及び小松町の例により調整する。 （３）短期人間ドックと脳ドックの重複受診の可否については、東予市、丹原町及び小松町の例により調整する。 （４）短期人間ドック・脳ドック助成割合については、西条市、東予市及び丹原町の例により調整する。 2 はり・きゅう助成事業については、東予市の例により調整する。 調整方針説明資料（Ｐ．３参照）				
保健貸付事業	1 高額療養費貸付事業については、西条市の例により調整する。 2 出産費貸付事業については、東予市、丹原町及び小松町の例により調整する。 調整方針説明資料（Ｐ．４参照）				
出産、葬祭に関する任意給付事業	1 出産育児一時金給付事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。 2 葬祭費給付事業については、東予市、丹原町及び小松町の例により調整する。 調整方針説明資料（Ｐ．５参照）				

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（国民健康保険事業関係）の取扱い				細 項 目	国民健康保険事業関係			
事 務 事 業 名	国民健康保険税				専 門 部 会 名	財 務 部 会	分 科 会 名	税 務 分 科 会	
調 整 方 針	1 税率（医療・介護）については、合併する年度の翌年度に統一する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。また、急激な負担増を緩和するため、財政支援措置を講ずることとし、その額については、保険給付費等の状況を勘案しながら調整する。なお、期間は、平成１７年度から３年間を目安とする。 2 軽減措置については、西条市、東予市及び丹原町の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 3 納期については、東予市、丹原町の例を基本とし、調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。								
事 務 事 業 の 現 況						課 題	具体的な調整内容		
西 条 市		東 予 市		丹 原 町				小 松 町	
1 税率〔医療〕 （１）応能割 所得割 7．５０％ 資産割 3０．５０％ （２）応益割 均等割 2２，５００円 平等割 2６，３００円 （３）限度額 5３０，０００円		1 税率〔医療〕 （１）応能割 所得割 5．８０％ 資産割 2６．００％ （２）応益割 均等割 1９，０００円 平等割 2２，０００円 （３）限度額 西条市と同じ		1 税率〔医療〕 （１）応能割 所得割 7．３０％ 資産割 3０．００％ （２）応益割 均等割 2４，６００円 平等割 2１，０００円 （３）限度額 西条市と同じ		1 税率〔医療〕 （１）応能割 所得割 6．７５％ 資産割 3３．００％ （２）応益割 均等割 2０，０００円 平等割 1８，０００円 （３）限度額 西条市と同じ		平成１４年度における被保険者１人当たりの税額 西条市 70,040円 東予市 56,070円 丹原町 60,666円 小松町 60,019円 2市2町の1人当たり税額には開きがあり調整が必要	1 合併する年度の翌年度に統一する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 また、急激な負担増を緩和するため、財政支援措置を講ずることとし、その額については、保険給付費等の状況を勘案しながら調整する。なお、期間は、平成１７年度から３年間を目安とする。
1 税率〔介護〕 （１）応能割 所得割 0．６８％ 資産割 4．３５％ （２）応益割 均等割 3，９００円 平等割 3，３００円 （３）限度額 7０，０００円		1 税率〔介護〕 （１）応能割 所得割 0．８０％ 資産割 5．００％ （２）応益割 均等割 5，２００円 平等割 4，０００円 （３）限度額 西条市と同じ		1 税率〔介護〕 （１）応能割 所得割 0．９０％ 資産割 6．００％ （２）応益割 均等割 5，８００円 平等割 4，２００円 （３）限度額 西条市と同じ		1 税率〔介護〕 （１）応能割 所得割 1．００％ 資産割 7．００％ （２）応益割 均等割 5，２００円 平等割 4，３００円 （３）限度額 西条市と同じ		平成１４年度における２号被保険者１人当たりの税額 西条市 11,555円 東予市 13,524円 丹原町 15,480円 小松町 15,454円 2市2町の1人当たり税額には開きがあり調整が必要	
2 軽減措置 7割軽減・5割軽減・2割軽減		2 軽減措置 西条市と同じ		2 軽減措置 西条市と同じ		2 軽減措置 6割軽減・4割軽減		軽減措置の調整が必要	
3 納期 第１期 7月１日～同月３１日 第２期 9月１日～同月３０日 第３期 1１月１日～同月３０日 第４期 2月１日～同月末日		3 納期（平成１５年度から） 第１期 7月１日～同月３１日 第２期 8月１日～同月３１日 第３期 9月１日～同月３０日 第４期 1０月１日～同月３１日 第５期 1１月１日～同月３０日 第６期 1２月１日～同月２５日 第７期 1月１日～同月３１日 第８期 2月１日～同月末日		3 納期 第１期 7月１日～同月３１日 第２期 8月１日～同月３１日 第３期 9月１日～同月３０日 第４期 1０月１日～同月３１日 第５期 1１月１日～同月３０日 第６期 1２月１日～同月２５日 第７期 1月１日～同月３１日 第８期 2月１日～同月末日		3 納期 第１期 7月１日～同３１日 第２期 8月１日～同３１日 第３期 1０月１日～同３１日 第４期 1２月１日～同２５日 第５期 2月１日～同末日		納期の回数及び期日の調整が必要	3 国保税は低所得者にも負担を願うものであり、納付を容易にするため分割回数（8期）を増やすことで、東予市、丹原町の例を基本とし、調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 ただし、12月25日は26日とする。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（国民健康保険事業関係）の取扱い			細 項 目	国民健康保険事業関係	
事 務 事 業 名	保健・医療費助成事業			専 門 部 会 名	住民部会	分 科 会 名 国保分科会
調 整 方 針	1 短期人間ドック・脳ドックの対象者、助成割合については、次の内容で調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 （１）短期人間ドックの対象者については、西条市の例により調整する。 （２）脳ドックの対象者については、東予市、丹原町及び小松町の例により調整する。 （３）短期人間ドックと脳ドックの重複受診の可否については、東予市、丹原町及び小松町の例により調整する。 （４）短期人間ドック・脳ドック助成割合については、西条市、東予市及び丹原町の例により調整する。 2 はり・きゅう助成事業については、東予市の例により調整する。					
事 務 事 業 の 現 況					課 題	具体的な調整内容
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町			
1 人間ドック助成対象者・助成割合 【対象者】 国民健康保険被保険者で、申請時において、次に掲げる要件に該当する者とする。 短期人間ドックは、35 歳以上の者 脳ドックは、40 歳以上 70 歳未満の者 現に入院治療を受けていない者 国民健康保険税を滞納していない世帯の者 脳ドック検診を過去2 ヶ年度内に受診していない者 短期人間ドックと脳ドックを重複して受診しようとする者は除く 当該年度において、ドック検診と同等の検診を受けた者または受けようとする者は除く 【助成割合】 助成金は検査にかかる費用の8 割相当額 32,000 円×0.8=25,600 円(助成金)	1 人間ドック助成対象者・助成割合 【対象者】 引き続き1年以上被保険者で年齢35 歳以上 70 歳未満の者（老人医療受給者は除く。） ・国民健康保険税を完納している者 ・この助成を1 年間受けていない者 ・助成申請時現在、加療中でない者 【助成割合】 助成金は検査にかかる費用の8 割相当額 脳ドック 37,500 円×0.8=30,000 円(助成金) （人間ドックと同時に受診する場合、脳ドックの単価は25,000 円とする） 人間ドック 35,000 円×0.8=28,000 円(助成金) （乳がん、子宮がん検診希望者は+2,000 円）	1 人間ドック助成対象者・助成割合 【対象者】 引き続き1年以上被保険者で年齢35 歳以上 70 歳未満の者（老人医療受給者は除く。） ・国民健康保険税を完納している者 ・この助成を1 年間受けていない者 ・助成申請時現在、加療中でない方 【助成割合】 助成金は検査にかかる費用の8 割相当額 脳ドック 37,500 円×0.8=30,000 円(助成金) （人間ドックと同時に受診する場合、脳ドックの単価は25,000 円とする） 人間ドック 35,000 円×0.8=28,000 円(助成金) （乳がん、子宮がん検診希望者は+2,000 円）	1 人間ドック助成対象者・助成割合 【対象者】 引き続き1年以上被保険者で年齢35 歳以上 70 歳未満の者（老人医療受給者は除く。） ・国民健康保険税を完納している者 ・この助成を1 年間受けていない者 ・助成申請時現在、加療中でない方 【助成割合】 助成金は検査にかかる費用の7 割相当額 脳ドック 37,500 円×0.7=26,250 円(助成金) 人間ドック 35,000 円×0.7=24,500 円(助成金) （乳がん、子宮がん検診希望者は+2,000 円）	短期人間ドックの対象者の基準が西条市のみ上限がなく、他は70 歳未満となっている。 脳ドック対象者の基準が西条市のみ40 歳以上で、他は35 歳以上となっている。 短期人間ドックと脳ドックの重複受診は、西条市は認めておらず、他は認めている。 助成割合は、小松町のみ7 割で、他は8 割となっている。	1 短期人間ドック・脳ドックの対象者・助成割合については、次の内容で調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 (1) 短期人間ドックの対象者については、西条市の例により調整する。(35 歳以上) (2) 脳ドックの対象者については、東予市、丹原町及び小松町の例により調整する。(35 歳以上70 歳未満) (3) 短期人間ドックと脳ドックの重複受診の可否については、東予市、丹原町及び小松町の例により調整する。 (4) 助成割合については、西条市、東予市及び丹原町の例により調整する。(8 割)	
2 はり・きゅう助成事業 【概要】 対象施術所 西条市鍼灸協会に加入の市内7 施術所 施術料 政府管掌健康保険療養費支給基準による料金改定があった場合は、翌年度から適用 1 術 1,190 円 2 術 1,490 円 その他 昭和58 年から毎年3 月末に西条市鍼灸協会会長と協定書及び覚書を取り交わしている。	2 はり・きゅう助成事業 【概要】 対象施術所 東予市国民健康保険はり、きゅう師会に加入の市内7 施術所 施術料 政府管掌健康保険療養費支給基準による料金改定があった場合は、翌年度から適用 1 術 1,190 円（初回 2,300 円） 2 術 1,490 円（初回 2,650 円） その他 平成5 年に東予市国民健康保険はり、きゅう師会会長と協定書及び覚書を取り交わしている。	[該当なし]	[該当なし]	施術料につき、東予市は政府管掌健康保険療養費支給基準に準じ、初回料金を別に定めている。 小松町、丹原町は実施していない。	2 東予市の例により調整する。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（国民健康保険事業関係）の取扱い		細 項 目	国民健康保険事業関係		
事 務 事 業 名	保健貸付事業		専 門 部 会 名	住民部会	分 科 会 名	国保分科会
調 整 方 針	1 高額療養費貸付事業については、西条市の例により調整する。 2 出産費貸付事業については、東予市、丹原町及び小松町の例により調整する。					
事 務 事 業 の 現 況				課 題	具体的な調整内容	
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町			
1 高額療養費貸付事業 【貸付対象者】 高額療養費の支給を受けることができる世帯主 国保税滞納・第三者行為に該当しない世帯主 （貸付対象の制限） ・国保税を滞納している世帯の世帯主で、市長が貸付けをすることが適当でないとする。 ・市長は、傷病が第三者の行為によって生じたものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合は、貸付の対象としないことができる。 【貸付金額】 高額療養費支給見込額の9/10 以内 （千円未満端数切捨て） 【貸付条件】 ・貸付金の利子は無利子 ・償還期間は高額療養費の支給を受けた日の翌日まで ・償還方法は一時償還払いとする。 【H14 年度予算】 11,800 千円 【その他】 愛媛県国民健康保険団体連合会からの借入れなし。	1 高額療養費貸付事業 【貸付対象者】 ・高額療養費の支給を受ける世帯主 （国民健康保険税を滞納している世帯主で市長が適当でないとする者を除く） 【貸付金額】 高額療養費支給見込額の9/10 以内 （千円未満端数切捨て） 【貸付条件】 ・貸付金の利子は無利子 ・償還期間は高額療養費の支給を受けた日の翌日まで ・償還方法は一時償還払いとする。 【H14 年度予算】 10,000 千円 【その他】 愛媛県国民健康保険連合会より借入 借入額 800 千円	1 高額療養費貸付事業 【貸付対象者】 ・高額療養費の支給を受ける世帯主 ・国民健康保険税を完納している世帯主 【貸付金額】 高額療養費支給見込額の9/10 以内 （千円未満端数切捨て） 【貸付条件】 ・貸付金の利子は無利子 ・償還期間は高額療養費の支給を受けた日の翌日まで ・償還方法は一時償還払いとする。 【H14 年度予算】 5,000 千円 【その他】 愛媛県国民健康保険連合会より借入 借入額 5,000 千円	1 高額療養費貸付事業 【貸付対象者】 ・高額療養費の支給を受ける世帯主 ・国民健康保険税を完納している世帯主 【貸付金額】 高額療養費支給見込額の9/10 以内 （千円未満端数切捨て） 【貸付条件】 ・貸付金の利子は無利子 ・償還期間は高額療養費の支給を受けた日 ・償還方法は一時償還払いとする。 【H14 年度予算】 2,446 千円 【その他】 愛媛県国民健康保険連合会より借入 借入額 2,446 千円	貸付対象者の要件が異なる。 西条市以外は、貸付財源として、国保連合会から借り入れを行なっている。	1 西条市の例により調整する。 国保連合会からの借入金は、平成15年度末に精算し、平成16年度は自己財源とし、新市において、平成17年度予算から検討する。	
[該当なし]	2 出産費貸付事業 【貸付対象者】 国民健康保険税完納世帯に属する以下の者 出産予定日まで1 か月以内 妊娠4 箇月以上であり、出産費用について医療機関から請求を受け、又はその費用を支払っている 【貸付金額】 出産育児一時金の支給見込額の8 割に相当する額の範囲内で市長が定めた額。 【貸付金の償還】 市長が借受者の委任に基づき出産育児一時金のうち貸付相当額を受領し償還金の支払に充当する。 【H14 年度予算】 2,400 千円	2 出産費貸付事業 【貸付対象者】 国民健康保険税完納世帯に属する以下の者 出産予定日まで1 か月以内 妊娠4 箇月以上であり、出産費用について医療機関から請求を受け、又はその費用を支払っている 【貸付金額】 出産育児一時金の支給見込額の8 割に相当する額の範囲内で町長が定めた額。 【貸付金の償還】 町長が借受者の委任に基づき出産育児一時金のうち貸付相当額を受領し償還金の支払に充当する。 【H14 年度予算】 720 千円	2 出産費貸付事業 【貸付対象者】 国民健康保険税完納世帯に属する以下の者 出産予定日まで1 か月以内 妊娠4 箇月以上であり、出産費用について医療機関から請求を受け、又はその費用を支払っている 【貸付金額】 出産育児一時金の支給見込額の8 割に相当する額の範囲内で町長が定めた額。 【貸付金の償還】 町長が借受者の委任に基づき出産育児一時金のうち貸付相当額を受領し償還金の支払に充当する。 【H14 年度予算】 720 千円	西条市のみ実施していない。	2 東予市、丹原町及び小松町の例により調整する。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（国民健康保険事業関係）の取扱い			細 項 目	国民健康保険事業関係	
事 務 事 業 名	出産、葬祭に関する任意給付事業			専 門 部 会 名	住民部会	分 科 会 名 国保分科会
調 整 方 針	1 出産育児一時金給付事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。 2 葬祭費給付事業については、東予市、丹原町及び小松町の例により調整する。					
事 務 事 業 の 現 況					課 題	具体的な調整内容
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町			
1 出産育児一時金給付事業 【内容】 被保険者が妊娠4ヶ月以上の出産（死産、人口流産等の別は問わない。）したときは、世帯主に対し、30万円を支給する。 【H14年度予算】 30,000千円（100人分） 【その他】 出産育児一時金の支給基準額の2/3を一般会計から国保特別会計へ繰り入れしている。	1 出産育児一時金給付事業 【内容】 被保険者が妊娠4ヶ月以上の出産（死産、人口流産等の別は問わない。）したときは、世帯主に対し30万円を支給する。 【H14年度予算】 15,000千円（50人分） 【その他】 出産育児一時金の支給基準額の2/3を一般会計から国保特別会計へ繰り入れしている。	1 出産育児一時金給付事業 【内容】 被保険者が妊娠4ヶ月以上の出産（死産、人口流産等の別は問わない。）したときは、世帯主に対し、30万円を支給する。 【H14年度予算】 5,400千円（18人分） 【その他】 出産育児一時金の支給基準額の2/3を一般会計から国保特別会計へ繰り入れしている。	1 出産育児一時金給付事業 【内容】 被保険者が妊娠4ヶ月以上の出産（死産、人口流産等の別は問わない。）したときは、世帯主に対し、30万円を支給する。 【H14年度予算】 4,800千円（16人分） 【その他】 出産育児一時金の支給基準額の2/3を一般会計から国保特別会計へ繰り入れしている。		1 現行のまま新市に引き継ぐ。	
2 葬祭費給付事業 【内容】 被保険者が死亡したときは、その者の葬儀を行う者に対し、1万円を支給する。 【H14年度予算】 4,000千円（400人分）	2 葬祭費給付事業 【内容】 被保険者が死亡したときは、その者の葬儀を行う者に対し、1万5千円を支給する。 【H14年度予算】 4,200千円（280人分）	2 葬祭費給付事業 【内容】 被保険者が死亡したときは、その者の葬儀を行う者に対し、1万5千円を支給する。 【H14年度予算】 2,025千円（135人分）	2 葬祭費給付事業 【内容】 被保険者が死亡したときは、その者の葬儀を行う者に対し、1万5千円を支給する。 【H14年度予算】 1,200千円（80人分）	西条市のみ葬祭費が1万円となっている。	2 東予市、丹原町及び小松町の例により調整する。	

先 例 地 の 事 例

〔西東京市〕

国民健康保険制度の中で２市で差異のあるものについては、次のとおり取扱うものとする。

賦課方式は、田無市の例により「保険料」とする。

保険料率は、田無市の例による。ただし、合併特例法第１０条の規定を適用し、合併する年度は、それぞれ現行の税率及び料率を採用する。なお、新市において国民健康保険運営協議会を設置し、保険料率について検討を行い、合併する年度の翌々年度より新保険料率を設定するものとする。

納期は、田無市の例による。ただし、合併する年度については、それぞれ旧市の例による。

〔宇摩合併協議会〕

賦課方式は、川之江市の例により、「料・４方式」とする。

本算定日及び納期は、川之江市の例による。

料率は、川之江市の例を基本とし、新市において統一する。

軽減割合は、川之江市の例により２割・５割・７割とする。

保健事業及び医療費助成制度については、基本的に川之江市の例により新市において統一する。

国保運営協議会は、新市において新たに設置する。

〔南宇和合併協議会〕

国民健康保険制度の取扱いについては、次のとおり調整するものとする。

（１）賦課方式については、現行のとおりとする。

（２）保険税率については、合併年度は、旧町村の例によるものとし、平成１７年度からは、国民健康保険事業の健全で円滑な運営を確保することができる額に統一を図るものとする。なお、新町において国民健康保険運営協議会を設置し、保険税率について検討を行い、新保険料率を設定するものとする。

（３）賦課期日・納期・納期限については、５町に相違がないため現行のとおりとする。

（４）被保険者証の交付については、内海村の例により統一する。ただし、交付方法は郵送とし、滞納者は窓口交付とするものとする。

（５）任意給付、高額療養費の貸付については、現行のまま新町に引き継ぐものとする。

〔周南市〕

２市２町で差異のある国民健康保険制度については、次のとおり取扱うものとする。

（１）賦課形態は、徳山市の例により、保険料とする。

（２）賦課方式は、熊毛町の例により均等割、平等割、所得割の３方式とする。

（３）賦課割合は、現行の平準化方式とし、料率を統一する。ただし、急激な負担増に配慮し、財政支援措置を講ずることとするが、金額は財政計画で定めることとし、期間については３年限度を目安とする。

（４）納付回数は、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、納期については、別に調整する。

（５）納入(納税)組合は、廃止の方向で検討する。

（６）任意給付、はり・きゅう施術費の支給は、徳山市、新南陽市の例により調整する。

（７）人間ドック検診費助成は、熊毛町の例により調整する。

（８）高額療養費貸付は、徳山市の例により調整する。

（９）国民健康保険診療所は、現行のまま新市に引き継ぐ。

（１０）介護分の保険料は、国民健康保険料(医療分)の取扱いに準じ調整する。

〔さぬき市〕

（１）保険税は、国民健康保険事業の健全で円滑な運営を確保することができる統一を図る。

（２）納税義務の発生、消滅等に伴う賦課及び督促手数料、保険給付事業、疾病予防については、現行のとおりとする。

（３）軽減割合は、７割軽減・５割軽減・２割軽減を適用することとする。

（４）納期は、保険税額を考慮し、適正な納期で統一を図る。

（５）納期前納付報奨金は廃止で統一する。

（６）国保運営協議会は、新市において新たに設置する。

（７）保健事業と健康教育については、現在実施している町に準じて、新市においても行うこととする。ただし、実施内容については、統一を図る。

（８）人間ドック補助は、新市においても実施する。ただし、実施形態及び補助額等については、統一を図る。

（９）財政調整基金は、合併時に全額を持ち寄る。

（１０）高額療養費資金貸付については、新市においても実施する。なお、基金の額は１５，０００，０００円とし、貸付額は現行のとおりとする。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料（各種事務事業(介護保険事業関係)の取扱い総括表）

協 議 項 目	各種事務事業（介護保険事業関係）の取扱い	細 項 目	介護保険事業関係		
事 務 事 業 名	介護保険事業	専 門 部 会 名	福祉部会	分 科 会 名	介護保険分科会
項 目	調 整 方 針				
介護保険事業計画	介護保険事業計画については、新市移行後速やかに統一した事業計画を策定する。 調整方針説明資料（ P . 8 参照）				
介護保険運営協議会	介護保険運営協議会については、西条市の例により調整する。ただし、委員定数、任期等については、合併時に調整する。 調整方針説明資料（ P . 9 参照）				
介護認定調査、介護認定審査会	1 介護認定調査については、公平公正な調査が行われるよう合併時に調整する。 2 介護認定審査会については、公平公正な審査が行われるよう合併時に調整する。 調整方針説明資料（ P . 1 0 参照）				
保険給付	1 介護給付及び予防給付については、現行のとおりとする。 2 市町村特別給付については、サービスの低下にならないよう高齢者福祉事業で対応する。ただし、合併する年度は、現行のとおりとする。 調整方針説明資料（ P . 1 1 参照）				
介護保険料の賦課徴収	1 保険料については、介護保険事業計画に基づき、適正な保険料を算定し、統一する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 2 賦課期日・納期については、国民健康保険税の納期を考慮し、東予市、丹原町の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 調整方針説明資料（ P . 1 2 参照）				
低所得者対策(介護保険料軽減措置)	低所得者対策（介護保険料軽減措置）については、西条市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 調整方針説明資料（ P . 1 3 参照）				

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（介護保険事業関係）の取扱い		細 項 目	介護保険事業関係		
事 務 事 業 名	介護保険事業計画		専 門 部 会 名	福祉部会	分 科 会 名	介護保険分科会
調 整 方 針	介護保険事業計画については、新市移行後速やかに統一した事業計画を策定する。					
事 務 事 業 の 現 況				課 題	具体的な調整内容	
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町			
【概要】 国が定める基本指針に即して、3年ごとに5年を1期とする「介護保険事業計画」を定める。 【内容】 介護サービスの種類ごとの量の見込み 介護サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策 介護サービスの円滑な提供を図るための事業 介護保険事業に係る費用の見込など 【事務手順】 介護保険事業計画策定委員会設置 介護サービス必要量の推計 ・介護サービス利用意向調査 （利用実態及び利用意向の把握） ・介護保険施設入所申込者及び入所者実態調査 ・保険給付実績の分析 ・上記調査・分析より介護サービス必要量を見込む 介護サービス事業者調査（サービス供給量の把握） 介護サービス量等の見込 策定委員会審議 介護保険事業計画策定 議会報告 【附属機関】 西条市介護保険事業計画策定委員会 （目的） 第2期介護保険事業計画を策定するため設置。 （所掌事務） 西条市介護保険事業計画策定委員会は、次の事項を審議する。 介護保険事業計画策定に関すること 高齢者保健福祉計画策定に関すること その他、高齢者保健・医療・福祉に関すること （委員の構成） 委員定数 20人以内 被保険者代表 3人 介護サービス事業者代表 4人 公益代表者 8人 学識経験者 1人 公募によるもの 3人 （任期） 1年（平成14年4月1日～平成15年3月31日）	【概要】 国が定める基本指針に即して、3年ごとに5年を1期とする「介護保険事業計画」を定める。 【内容】 介護サービスの種類ごとの量の見込み 介護サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策 介護サービスの円滑な提供を図るための事業 市町村特別給付 介護保険事業に係る費用の見込など 【事務手順】 介護サービス必要量の推計 ・介護サービス利用意向調査 （利用実態及び利用意向の把握） ・介護保険施設入所申込者及び入所者実態調査 ・保険給付実績の分析 ・上記調査・分析より介護サービス必要量を見込む サービス事業者調査（サービス供給量の把握） 介護サービス量等の見込 運営協議会審議 地区別説明会 介護保険事業計画策定 議会報告 【附属機関】 東予市介護保険運営協議会で審議する。	【概要】 国が定める基本指針に即して、3年ごとに5年を1期とする「介護保険事業計画」を定める。 【内容】 介護サービスの種類ごとの量の見込み 介護サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策 介護サービスの円滑な提供を図るための事業 介護保険事業に係る費用の見込など 【事務手順】 介護サービス必要量の推計 介護サービス必要量の推計 ・介護サービス利用意向調査 （利用実態及び利用意向の把握） ・介護保険施設入所申込者及び入所者実態調査 ・保険給付実績の分析 ・上記調査・分析より介護サービス必要量を見込む サービス事業者調査（サービス供給量の把握） 介護サービス量等の見込 運営協議会審議 介護保険事業計画策定 議会報告 【附属機関】 丹原町介護保険運営協議会で審議する。	【概要】 国が定める基本方針に即して、3年ごとに5年を1期とする「介護保険事業計画」を定める。 【内容】 介護サービスの種類ごとの量の見込み 介護サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策 介護サービスの円滑な提供を図るための事業 介護保険事業に係る費用の見込など 【事務手順】 介護サービス必要量の推計 介護サービス必要量の推計 ・介護サービス利用意向調査 （利用実態及び利用意向の把握） ・介護保険施設入所申込者及び入所者実態調査 ・保険給付実績の分析 ・上記調査・分析より介護サービス必要量を見込む サービス事業者調査（サービス供給量の把握） 介護サービス量等の見込 運営協議会審議 介護保険事業計画策定 議会報告 【附属機関】 小松町介護保険運営協議会で審議する。	2市2町で異なる。	新市移行後速やかに統一した事業計画を策定する。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（介護保険事業関係）の取扱い			細 項 目	介護保険事業関係				
事 務 事 業 名	介護保険運営協議会			専 門 部 会 名	福祉部会	分 科 会 名	介護保険分科会		
調 整 方 針	介護保険運営協議会については、西条市の例により調整する。ただし、委員定数、任期等については、合併時に調整する。								
事 務 事 業 の 現 況					課 題	具体的な調整内容			
西 条 市		東 予 市		丹 原 町					
【目 的】 介護保険事業の運営に関する事項を審議するため設置。 【所掌事務】 介護保険事業の運営に関し次の事項について審議する。 1 介護保険事業計画の進捗管理及び評価に関する こと 2 介護保険事業の財政に関すること 3 その他重要な事項に関すること 【委 員】 委員定数 1 5 人以内 被保険者代表 3 人 介護サービス事業者代表 4 人 公益代表者 8 人 【任 期】 3 年 【委員報酬】 日 額 7,100円 【開催回数】 2 回/年		【目 的】 介護保険の円滑な実施の確保に資するため設置。 【所掌事務】 1 介護保険事業計画の達成状況の点検及び見直し に関すること 2 介護保険に関する施策の実施状況、施策に関する こと 【委 員】 委員定数 1 5 人 被保険者を代表する者 5 人 学識経験を有する者 5 人 介護サービス事業に従事する者 5 人 【任 期】 2 年 【委員報酬】 医 師 日 額 8,500円 その他 日 額 3,500円 【開催回数】 年 間 1回～3回		【目的】 介護保険の円滑な実施の確保に資するため設置。 【所掌事務】 1 介護保険事業計画の達成状況の点検及び見直し に関すること 2 介護保険に関する施策の実施状況、施策に関する こと 【委 員】 委員定数 6 人 被保険者を代表する者 2 人 学識経験を有する者 2 人 介護サービス事業に従事する者 2 人 【任 期】 2 年 【委員報酬】 日 額 7,500円 【開催回数】 年 間 1回～3回		【所掌事務】 西条市のみ、事業計画の見 直しを所掌しない。 【委 員】 2 市 2 町で構成が異なる。 【任 期】 西条市のみ 3 年。 【委員報酬】 2 市 2 町で異なる。		【所掌事務】 西条市の例により調整す る。 【委 員】 合併時に調整する。 【任 期】 合併時に調整する。 【委員報酬】 合併時に調整する。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（介護保険事業関係）の取扱い		細 項 目	介護保険事業関係		
事 務 事 業 名	介護認定調査、介護認定審査会		専 門 部 会 名	福祉部会	分 科 会 名	介護保険分科会
調 整 方 針	1 介護認定調査については、公平公正な調査が行われるよう合併時に調整する。 2 介護認定審査会については、公平公正な審査が行われるよう合併時に調整する。					
事 務 事 業 の 現 況				課 題	具体的な調整内容	
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町			
1 介護認定調査 【調査方式】 原則は、居宅介護支援事業者・介護保険施設への委託にて実施している。 近隣市町村の施設等からの申請分については、市職員が実施している。 次に、調査の精度管理を行っている。 市職員による調査 居宅1割 立会調査 居宅、施設の新規調査員を重点的に。 施設交替による調査 施設1割 【認定者数】 平成15年3月末現在 要支援 240人 要介護1 632人 要介護2 348人 要介護3 203人 要介護4 222人 要介護5 266人 合 計 1,911人	1 介護認定調査 【調査方式】 居宅介護支援事業者への委託と市職員（保健師等）による直接調査及び調査同行により実施している。 新規個人申請 市職員（保健師等）による調査 新規代行申請 委託調査員に市職員が同行 変更申請 委託調査員に市職員が同行 更新申請 委託調査員による調査 【認定者数】 平成15年3月末現在 要支援 129人 要介護1 378人 要介護2 260人 要介護3 161人 要介護4 179人 要介護5 140人 合 計 1,247人	1 介護認定調査 【調査方式】 居宅介護支援事業者・介護保険施設への委託又は町職員（保健師）による調査。 新規個人申請 委託調査員又は町職員による調査 新規代行申請 同上 変更申請 同上 更新申請 同上 【認定者数】 平成15年3月末現在 要支援 87人 要介護1 177人 要介護2 99人 要介護3 60人 要介護4 57人 要介護5 78人 合 計 558人	1 介護認定調査 【調査方式】 居宅介護支援事業者と施設(施設入所者分)への委託と町職員（保健師等）による直接調査により実施している。 新規個人申請 委託調査員による調査 新規代行申請 同上 変更申請 同上 更新申請 委託調査員（町職員）による調査 【認定者数】 平成15年3月末現在 要支援 61人 要介護1 100人 要介護2 86人 要介護3 40人 要介護4 56人 要介護5 55人 合 計 398人	【調査方式】 2市2町で異なる。	公平公正な調査が行われるよう合併時に調整する。	
2 介護認定審査会 【名称】 西条市介護認定審査会 【目的】 要介護・要支援認定を受けようとする被保険者が要介護あるいは要支援の状態にあること及び介護の必要の程度について審査判定する。 【設置・運営】 設 置 西条市 任 命 市長が任命。 委員定数 56人以内 合議体数 8 合議体委員定数 7人 委員の任期 2年（再任可） 委員報酬 日額 10,600円 【認定有効期間】 通常6ヶ月。 更新時の延長措置（1年） 要介護・要支援の更新において、状態が安定不変であると判断した場合、有効期間を1年とする。 【運営状況】 現在、6合議体で委員数42名にて、毎週木曜日(原則)に3合議体ずつ開催する予定を組んでいる。合議体の委員定数は7名とし、招集する合議体の委員数は5名としている。	2 介護認定審査会 【名称】 東予市介護認定審査会 【目的】 要介護・要支援認定を受けようとする被保険者が要介護あるいは要支援の状態にあること及び介護の必要の程度について審査判定する。 【設置・運営】 設 置 東予市 任 命 市長が任命。 委員定数 15人以内 合議体数 3 合議体委員定数 5人 委員の任期 2年（再任可） 委員報酬 日額 10,000円 【認定有効期間】 通常6ヶ月。 更新時の延長措置（1年） 要介護4・5の更新において、更新認定が要介護4・5の範囲である場合、審査会で状態の変化が認められないと判断した場合、有効期間を1年とする。 【運営状況】 3合議体を水・木・金曜日に割当てている。審査会の開催は、週2回程度となっている。	2 介護認定審査会 【名称】 丹原町・小松町介護認定審査会 【目的】 要介護・要支援認定を受けようとする被保険者が要介護あるいは要支援の状態にあること及び介護の必要の程度について審査判定する。 【設置・運営】 設 置 丹原町・小松町 任 命 関係2町の長が協議して定める候補者について、丹原町長が任命。 委員定数 12人 合議体数 2 合議体委員定数 6人 委員の任期 2年（再任可） 委員報酬 日額 10,000円 【認定有効期間】 通常6ヶ月。 更新時の延長措置（1年） 要介護・要支援の更新において、状態が安定不変であると判断した場合、有効期間を1年とする。 【運営状況】 2合議体で隔週ごと水・木曜日に1合議体ずつ開催している。（合議体の委員数は6名。）	2 介護認定審査会 【名称】 丹原町・小松町介護認定審査会 【目的】 要介護・要支援認定を受けようとする被保険者が要介護あるいは要支援の状態にあること及び介護の必要の程度について審査判定する。 【設置・運営】 設 置 丹原町・小松町 任 命 関係2町の長が協議して定める候補者について、丹原町長が任命。 委員定数 12人 合議体数 2 合議体委員定数 6人 委員の任期 2年（再任可） 委員報酬 日額 10,000円 【認定有効期間】 通常6ヶ月。 更新時の延長措置（1年） 要介護・要支援の更新において、状態が安定不変であると判断した場合、有効期間を1年とする。 【運営状況】 2合議体で隔週ごと水・木曜日に1合議体ずつ開催している。（合議体の委員数は6名。）	【設置・運営】 丹原町、小松町は共同設置。 西条市、東予市はそれぞれ単独で設置している。	公平公正な審査が行われるよう合併時に調整する。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（介護保険事業関係）の取扱い		細 項 目	介護保険事業関係		
事 務 事 業 名	保険給付		専 門 部 会 名	福祉部会	分 科 会 名	介護保険分科会
調 整 方 針	1 介護給付及び予防給付については、現行のとおりとする。 2 市町村特別給付については、サービスの低下にならないよう高齢者福祉事業で対応する。ただし、合併する年度は、現行のとおりとする。					
事 務 事 業 の 現 況				課 題	具体的な調整内容	
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町			
1 介護給付 (種類) 居宅介護サービス費の支給 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、短期入所生活介護、短期入所療養介護、痴呆対応型共同生活介護、特定施設入所者生活介護 特例居宅介護サービス費の支給 居宅介護福祉用具購入費の支給 居宅介護住宅改修費の支給 居宅介護サービス計画費の支給 特例居宅介護サービス計画費の支給 施設介護サービス費の支給 介護老人福祉施設サービス 介護老人保健施設サービス 介護療養型医療施設サービス 特例施設介護サービス費の支給 高額介護サービス費の支給	1 介護給付 (種類) 西条市に同じ。	1 介護給付 (種類) 西条市に同じ。	1 介護給付 (種類) 西条市に同じ。		1 現行のとおりとする。	
2 予防給付 (種類) 居宅支援サービス費の支給 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入所者生活介護 特例居宅支援サービス費の支給 居宅支援福祉用具購入費の支給 居宅支援住宅改修費の支給 居宅支援サービス計画費の支給 特例居宅支援サービス計画費の支給 高額居宅支援サービス費の支給	2 予防給付 (種類) 西条市に同じ。	2 予防給付 (種類) 西条市に同じ。	2 予防給付 (種類) 西条市に同じ。			
3 市町村特別給付 該当なし	3 市町村特別給付 紙おむつ購入費支給 (対象者) 次の条件をすべて満たしている者 要介護1～要介護5の認定を受けている。 在宅で介護を受けている。 紙おむつを必要としている。 (給付方法) ・償還払い方式 ・市に登録している市内の薬局等（19店舗）で購入した1か月分の紙おむつ購入代金受領証明書を申請書に添付して購入月の翌月に担当ケアマネージャーの意見を記入して申請する。 ・支給額は、1ヶ月に購入した費用の9割相当額とする。 ただし、購入費用は月額6,000円を限度とする。	3 市町村特別給付 該当なし	3 市町村特別給付 該当なし	東予市のみの制度である。	2 サービスの低下にならないよう高齢者福祉事業で対応する。ただし、合併する年度は、現行のとおりとする。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（介護保険事業関係）の取扱い			細 項 目	介護保険事業関係				
事 務 事 業 名	介護保険料の賦課徴収			専 門 部 会 名	福祉部会	分 科 会 名	介護保険分科会		
調 整 方 針	1 保険料については、介護保険事業計画に基づき、適正な保険料を算定し、統一する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 2 賦課期日・納期については、国民健康保険税の納期を考慮し、東予市、丹原町の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。								
事 務 事 業 の 現 況					課 題	具体的な調整内容			
西 条 市		東 予 市		丹 原 町					
1 保険料 第1号被保険者所得段階別保険料及び被保険者数 （被保険者数は、平成15年度推計値。） 段 階 保険料年額 被保険者数 第1段階 20,900円 183人 第2段階 31,300円 5,918人 第3段階 41,700円 4,079人 第4段階 52,100円 1,687人 第5段階 62,600円 1,102人 合 計 12,969人		1 保険料 第1号被保険者所得段階別保険料及び被保険者数 （被保険者数は、平成15年度推計値。） 段 階 保険料年額 被保険者数 第1段階 18,400円 52人 第2段階 27,600円 3,747人 第3段階 36,800円 2,841人 第4段階 46,000円 839人 第5段階 55,200円 590人 合 計 8,069人		1 保険料 第1号被保険者所得段階別保険料及び被保険者数 （被保険者数は、平成15年度推計値。） 段 階 保険料年額 被保険者数 第1段階 18,900円 30人 第2段階 28,400円 1,684人 第3段階 37,800円 1,455人 第4段階 47,300円 359人 第5段階 56,700円 213人 合 計 3,741人		1 保険料 第1号被保険者所得段階別保険料及び被保険者数 （被保険者数は、平成15年度推計値。） 段 階 保険料年額 被保険者数 第1段階 20,700円 28人 第2段階 31,100円 1,139人 第3段階 41,500円 888人 第4段階 51,800円 163人 第5段階 62,200円 291人 合 計 2,509人		2市2町で異なる。	1 介護保険事業計画に基づき、適正な保険料を算定し、統一する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。
2 保険料の賦課期日・納期 賦課期日 毎年度4月1日 納期 第1期 7月1日から同月31日まで 第2期 8月1日から同月31日まで 第3期 9月1日から同月30日まで 第4期 10月1日から同月31日まで 第5期 11月1日から同月30日まで 第6期 12月1日から同月27日まで 第7期 1月5日から同月31日まで 第8期 2月1日から同月末日まで 第9期 3月1日から同月31日まで		2 保険料の賦課期日・納期 賦課期日 毎年度4月1日 納期 第1期 7月1日から同月31日まで 第2期 8月1日から同月31日まで 第3期 9月1日から同月30日まで 第4期 10月1日から同月31日まで 第5期 11月1日から同月30日まで 第6期 12月1日から同月25日まで 第7期 1月1日から同月31日まで 第8期 2月1日から同月末日まで		2 保険料の賦課期日・納期 賦課期日 毎年度4月1日 納期 第1期 7月1日から同月31日まで 第2期 8月1日から同月31日まで 第3期 9月1日から同月30日まで 第4期 10月1日から同月31日まで 第5期 11月1日から同月30日まで 第6期 12月1日から同月25日まで 第7期 1月1日から同月31日まで 第8期 2月1日から同月末日まで		2 保険料の賦課期日・納期 賦課期日 毎年度4月1日 納 期 第1期 7月1日から同月31日まで 第2期 8月1日から同月31日まで 第3期 10月1日から同月31日まで 第4期 12月1日から同月25日まで 第5期 2月1日から同月末日まで		東予市、丹原町は8期、西条市は9期、小松町は5期である。	2 国民健康保険税の納期を考慮し、東予市、丹原町の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（介護保険事業関係）の取扱い			細 項 目	介護保険事業関係		
事 務 事 業 名	低所得者対策（介護保険料軽減措置）			専 門 部 会 名	福祉部会	分 科 会 名	介護保険分科会
調 整 方 針	低所得者対策（介護保険料軽減措置）については、西条市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。						
事 務 事 業 の 現 況					課 題	具体的な調整内容	
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町				
【趣 旨】 低所得者対策として保険料減免制度の運用を図り、一時的に負担能力が低下した者、若しくは要保護者に準ずる生活困窮者の経済的負担を緩和し、もって市民福祉の向上に資する。 【対象者】 以下の要件に全て該当する者 世帯員全員が市民税非課税であること（第1号被保険者の保険料が第２段階であること） 生活保護基準に基づき、要保護世帯に準ずる収入の世帯であること ・前年の世帯の収入が一人世帯の場合80万円（世帯員の数が二人以上の場合にあっては二人目につき40万円、三人目からは一人につき35万円をおのの加算した額）以下で、生活保護法の要保護者に準ずる者として認められたとき 市民税課税者の扶養を受けていないこと 市民税課税者と生計を共にしていないこと 資産等を活用してもなお、生活が困窮している状態にあること 【軽減の内容】 第2段階の保険料31,300円（基準額の25％軽減）を第1段階の保険料20,900円（基準額の50％軽減）に軽減する。 【手続き】 申請に基づき、被保険者が上記要件に該当するかどうか、個々に審査・判定して適否を決定する。 申請の際、減免申請書に収入申告書、給与証明書、資産申告書などの添付が必要である。 【軽減保険料の財源】 第1号被保険者保険料に上乘せする。 軽減対象者 ５８０人 （第2段階層に属する人数の約１０％） 上乘せ額 ４０円	[該当なし]	[該当なし]	[該当なし]	西条市だけの制度である。	西条市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。		

介護保険に関する法令

介護保険法（抜粋）

第六章 介護保険事業計画

（基本指針）

第百十六条 厚生大臣は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 介護給付等対象サービスを提供する体制の確保に関する基本的事項

二 次条第一項に規定する市町村介護保険事業計画において同条第二項第一号の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村介護保険事業計画及び第百十八条第一項に規定する都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項

三 その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するために必要な事項

3 厚生大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更するに当たっては、あらかじめ、自治大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（市町村介護保険事業計画）

第百十七条 市町村は、基本指針に即して、三年ごとに、五年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み

二 前号の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策

三 指定居宅サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項

四 その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るために市町村が必要と認める事項

3 市町村介護保険事業計画は、当該市町村の区域における要介護者等の人数、要介護者等の介護給付等対象サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

4 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第二十条の八に規定する市町村老人福祉計画、老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第四十六条の十八に規定する市町村老人保健計画その他の法律の規定による計画であって要介護者等の保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

5 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

6 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。

7 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

第七章 費用等

第一節 費用の負担

（保険料）

第百二十九条 市町村は、介護保険事業に要する費用（財政安定化基金拠出金の納付に要する費用を含む。）に充てるため、保険料を徴収しなければならない。

2 前項の保険料は、第一号被保険者に対し、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより算定された保険料率により算定された保険料額によって課する。

3 前項の保険料率は、市町村介護保険事業計画に定める介護給付等対象サービスの見込量等に基づいて算定した保険給付に要する費用の予想額、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の予想額、第百四十七条第一項第二号の規定による都道府県からの借入金の償還に要する費用の予定額及び保健福祉事業に要する費用の予定額、第一号被保険者の所得の分布状況及びその見通し並びに国庫負担等の額等に照らし、おおむね三年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない。

4 市町村は、第一項の規定にかかわらず、第二号被保険者からは保険料を徴収しない。

（保険料の減免等）

第百四十二条 市町村は、条例で定めるところにより、特別の理由がある者に対し、保険料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

先 例 地 の 事 例

〔いなべ市〕

介護保険事業の取扱い

- 1 被保険者の資格管理等に係る事務については、4町に相違がないため、現行どおり新市に引き継ぐものとする。
- 2 保険給付の内容については、4町に相違がないため、現行どおり新市に引き継ぐものとする。
- 3 保険料については、適正な保険料を算定し統一を図るものとする。
- 4 普通徴収納期については、統一を図るものとする。

〔さぬき市〕

介護保険の取扱い

- 1 保険料については、介護保険事業計画に基づき、適正な保険料を算定し統一を図る。
- 2 納期は、国民健康保険税の納期を考慮し、統一を図る。
- 3 基金は、合併時に全額を持ち寄る。
- 4 要介護認定事務、保険料督促手数料、給付費、給付に係る事務処理委託については、現行のとおりとする。
- 5 低所得者利用者負担対策事業は、現行のとおりとする。
- 6 介護保険事業計画策定事業については、事業計画を統一して策定し実施する。

〔東かがわ市〕

介護保険事業の取扱い

- 1 被保険者の資格管理等に係る事務については、3町に相違がないため現行のとおりとする。
- 2 要介護、要支援認定調査については、専任職員が行う直営と委託との併用とし、委託料は当面現行のとおりとする。
- 3 認定審査会については、大川地区広域行政振興整備事務組合の共同処理事務の調整内容による取扱いとする。
- 4 保険給付に係る事務については、3町に相違がないため現行のとおりとする。
- 5 短期入所サービスの振替利用制度については、受領委任払いとする。
- 6 保健福祉事業に係る事務については、介護保険事業計画策定時に検討する。
- 7 市町村介護保険事業計画の策定に係る事務については、平成14年度末までに、3町を一体とした介護保険事業計画を策定し、新市に引き継ぐ。
- 8 第1号被保険者の保険料については、介護保険事業計画策定時に再算定し、平成15年度から新保険料を設定する。
- 9 第1号被保険者の保険料の普通徴収納期については、現行のとおり国民健康保険税の納期と同一とする。
- 10 会計等に係る事務については、3町に相違がないため現行のとおりとする。
- 11 介護保険制度関連の他制度に係る事務については、3町に相違がないため現行のとおりとする。
- 12 介護保険事業の事務処理システムについては、電算システムの調整内容による取扱いとする。

〔南宇和合併協議会〕

各種事務事業(介護保険業務)の取扱いについて

介護保険業務については、現行のとおり引き継ぐものとする。但し、被保険者証有効期限は、6年とする。保険料については、合併時は現行どおりとし、平成17年度より新たな保険料を定めるものとする。

〔宇摩合併協議会〕

介護保険制度の取扱いについて

第1号被保険者の保険料については、新市において統一する。

給付の内容及び納期については、市町村間に相違がないため、現行のとおりとする。

〔東宇和・三瓶合併協議会〕

- 1 保険料については、合併時に介護保険事業計画に基づき再算定し、平成16年度から統一する。
- 2 普通徴収の納期については、国民健康保険税の納期と同一とする。
- 3 介護認定審査会の設置及び運営については、合併時に統一する。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料（各種事務事業(福祉関係)の取扱い総括表１）

協 議 項 目	各種事務事業（福祉関係）の取扱い		細 項 目	福祉関係		
事 務 事 業 名	福祉関係事業		専 門 部 会 名	福祉部会、住民部会	分科会名	高齢者分科会、障害者分科会、社会児童分科会、福祉分科会、国保分科会
区 分	項 目	調 整 方 針				
1 高齢者福祉	(1) 高齢者保健福祉計画	高齢者保健福祉計画については、新市移行後速やかに統一した計画を策定する。 調整方針説明資料（ P. 1 8 参照 ）				
	(2) 生きがい活動支援通所事業	生きがい活動支援通所事業については、新市移行後速やかに調整する。 調整方針説明資料（ P. 1 9 参照 ）				
	(3) 介護用品支給事業	介護用品支給事業の実施方法については、西条市、小松町の例により調整する。事業内容については、小松町の例により調整する。利用対象者については、在宅の要介護 1 ～ 5 に認定された介護保険の被保険者又は 6 か月以上の寝たきり者等であって、おむつ等を必要とする者とする。利用者負担については、西条市、丹原町及び小松町の例により調整する。 ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 調整方針説明資料（ P. 2 0 参照 ）				
	(4) 高齢者タクシー料金助成事業	高齢者タクシー料金助成事業については、西条市の例により調整する。 調整方針説明資料（ P. 2 1 参照 ）				
	(5) 激励介護事業	激励介護事業については、西条市の例により調整する。 調整方針説明資料（ P. 2 2 参照 ）				
	(6) 長寿者等褒章事業	長寿者等褒章事業については、西条市の例により調整する。金婚夫婦表彰については、敬老会で実施するものとして調整する。 ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 調整方針説明資料（ P. 2 3 参照 ）				
	(7) 敬老祝金支給事業	敬老祝金支給事業については、西条市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 調整方針説明資料（ P. 2 4 参照 ）				
	(8) 敬老会	敬老会の実施方法については、西条市の例により調整する。対象者については、西条市、東予市の例により調整する。実施時期については、敬老月間中に開催することとして調整する。8 8 歳以上の記念品については、西条市の例により、金婚記念品については、東予市の例により調整する。 ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 調整方針説明資料（ P. 2 5 参照 ）				
2 障害者福祉	(1) 公共施設使用料減免	障害者等に対する公共施設使用料の減免については、西条市の例により調整する。 調整方針説明資料（ P. 2 6 参照 ）				
	(2) 在宅寝たきり等心身障害者（児）介護手当	在宅寝たきり等心身障害者（児）介護手当は、西条市の例により調整する。 調整方針説明資料（ P. 2 7 参照 ）				
	(3) 重度障害者（児）タクシー利用助成事業	重度障害者（児）タクシー利用助成事業については、東予市の例により調整する。 調整方針説明資料（ P. 2 8 参照 ）				
	(4) 障害者紙おむつ支給事業	障害者紙おむつ支給事業については、丹原町の例を基本に調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 調整方針説明資料（ P. 2 9 参照 ）				
	(5) 在宅心身障害者見舞金支給事業	在宅心身障害者見舞金支給事業については、廃止の方向で検討する。 調整方針説明資料（ P. 3 0 参照 ）				
	(6) 重度心身障害者医療費助成事業	重度心身障害者医療費助成事業については、東予市の例により実施し、随時調整する。 調整方針説明資料（ P. 3 1 参照 ）				
3 児童福祉	(1) 放課後児童クラブ運営事業	放課後児童クラブ運営事業の対象児童については、西条市の例により、実施時間については、東予市の例により、費用負担については、西条市、小松町の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 指導員の配置基準については、新市移行後速やかに調整する。 調整方針説明資料（ P. 3 2 参照 ）				
	(2) 保育所の保育料	保育所の保育料については、国の徴収基準を基に、東予市の例を基本として調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 調整方針説明資料（ P. 3 3 ～ 3 5 参照 ）				
	(3) 一時保育促進事業	一時保育促進事業の公立保育所実施分については、現行のとおりとする。私立保育園実施分については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 調整方針説明資料（ P. 3 6 参照 ）				

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料（各種事務事業(福祉関係)の取扱い総括表２）

協 議 項 目	各種事務事業（福祉関係）の取扱い		細 項 目	福祉関係		
事 務 事 業 名	福祉関係事業		専 門 部 会 名	福祉部会、住民部会	分科会名	高齢者分科会、障害者分科会、社会児童分科会、福祉分科会、国保分科会
区 分	項 目	調 整 方 針				
3 児童福祉	（４）延長保育促進事業	延長保育促進事業については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 調整方針説明資料（P. 37 参照）				
	（５）乳幼児医療費助成事業	乳幼児医療費助成事業については、東予市の例により実施し、随時調整する。 調整方針説明資料（P. 38 参照）				
4 母子福祉	（１）母子家庭及び父子家庭小口資金貸付事業	母子家庭及び父子家庭小口資金貸付事業については、丹原町の例を基本に調整する。保証人については、西条市の例により調整する。 ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 調整方針説明資料（P. 39 参照）				
	（２）母子家庭等児童入学支援金支給事業	母子家庭等児童入学支援金支給事業については、新市移行後速やかに西条市の例により調整する。 調整方針説明資料（P. 40 参照）				
5 その他福祉	（１）婦人相談・保護に関すること	婦人相談・保護に関することについては、西条市の例により調整する。 調整方針説明資料（P. 41 参照）				
	（２）災害見舞金支給事業（単独事業）	災害見舞金支給事業（単独事業）については、西条市の例により調整する。 調整方針説明資料（P. 42 参照）				
	（３）戦没者追悼式等（慰霊祭）	戦没者追悼式等（慰霊祭）については、西条市の例にならない合同慰霊祭として実施することとし、実施日、場所等については、新市移行後速やかに調整する。 調整方針説明資料（P. 43 参照）				

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（福祉関係）の取扱い		細 項 目	高齢者福祉関係		
事 務 事 業 名	高齢者保健福祉計画		専 門 部 会 名	福祉部会	分 科 会 名	高齢者分科会
調 整 方 針	高齢者保健福祉計画については、新市移行後速やかに統一した計画を策定する。					
事 務 事 業 の 現 況				課 題	具体的な調整内容	
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町			
【目的】 ・「誰もが安心して暮らせるまちづくり」を目指し、平成12年度から平成16年度までに達成すべき保健・福祉・介護保険サービスの目標量や提供体制、推進方策を明確にする。 【概要】 （計画の期間） ・平成15年度～平成19年度（3年毎に5年を1期とする計画を定める。） （計画策定の体制） ・要援護高齢者需要調査の反映 ・介護保険計画策定委員会の設置（委員24名） （計画の内容） ・基本的事項（策定の趣旨、計画の重点項目等） ・高齢化の現状 ・医療・保健・福祉施策の現状 ・介護保険制度の円滑な施行 ・介護保険・保健・福祉サービスの目標量と整備方針 ・健康づくりの推進 ・高齢者の生きがいと社会参加活動の充実 ・福祉教育及び世代間交流の推進 ・高齢者等にやさしいまちづくりの推進 ・計画の推進方策 ・（資料）	【目的】 ・高齢者が住みなれた地域や家庭で安心して自立生活が送れるよう保健福祉サービスの充実を図るなど、長寿社会にふさわしい高齢者の福祉施策全般を示すこと 【概要】 （計画の期間） ・平成15年度～平成19年度（3年毎に5年を1期とする計画を定める。） （計画策定の体制） ・高齢者実態調査の反映 ・介護保険運営協議会（委員15名） ・民生委員会、地域ケア会議 （計画の内容） ・計画の策定にあたって ・高齢者の現状と将来推計 ・本市が目指す保健・福祉のすがた ・サービス提供の現状と評価 ・今後の計画 ・（資料）	【目的】 ・町民が健康で安心した生活が営めることを目指し、高齢者の保健福祉サービスの着実な推進を図るとともに、介護を社会的に支える仕組みの構築と実情に応じた保健・福祉及び医療サービスの総合提供、供給体制の確立を図る 【概要】 （計画の期間） ・平成15年度～平成19年度（3年毎に5年を1期とする計画を定める。） （計画策定の体制） ・高齢者実態調査の反映 ・介護保険運営協議会（委員15名） （計画の内容） ・計画策定の目的 ・高齢者の現状 ・保健福祉サービスの実施状況 ・計画策定の基本理念 ・施策の体系 ・高齢者保健福祉施策における重点事項 ・計画の目標 ・高齢者支援体制における施策	【目的】 ・高齢社会に対応できる保健福祉にかかる各種サービスを総合的に整備することを目的とする。 【概要】 （計画の期間） ・平成15年度～平成19年度（3年毎に5年を1期とする計画を定める。） （計画策定の体制） ・高齢者実態調査の反映 ・高齢者保健福祉計画策定委員（委員6名） （計画の内容） ・計画策定の基本的考え方 ・現状分析 ・計画期間までの各年度における高齢者等の現状 ・サービスの目標量等 ・目標年次における、サービスの供給体制確保の方策 ・保健福祉の環境整備 ・高齢者の生きがい対策 ・参考資料	2市2町それぞれに計画があり、内容等に違いがある。	新市移行後速やかに統一した計画を策定する。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（福祉関係）の取扱い		細 項 目	高齢者福祉関係		
事 務 事 業 名	生きがい活動支援通所事業		専 門 部 会 名	福祉部会	分 科 会 名	高齢者分科会
調 整 方 針	生きがい活動支援通所事業については、新市移行後速やかに調整する。					
事 務 事 業 の 現 況				課 題	具体的な調整内容	
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町			
【目的】 ・市の福祉施設等への通所により各種サービスを提供し、在宅の独居高齢者等の生活の助長、社会的孤立感の解消等を図るとともに、その家族の身体的・精神的な負担の軽減を図る。 【概要】 （事業の内容） ・趣味活動、健康相談、遠足、入浴、給食、送迎 （委託先） ・西条市社会福祉協議会 （利用対象者） ・市内に住所を有する在宅の者で、介護保険の対象とならない独居高齢者及び高齢者世帯に属する虚弱高齢者 （利用基準） a.実施施設 地域交流センター、老人憩の家、西部地域交流センター b.実施日 月～木曜（祝祭日、盆休み等を除く） c.利用回数 週1回 （利用者負担） ・1回当たり650円（送迎を利用しない場合は550円） （利用実績） ・平成14年度 延べ2,377人 【経費負担】 国1/2 県1/4 市1/4	【目的】 ・家に閉じこもりがちな高齢者等に対して、地域交流センター等への通所により、各種サービスを提供することで、高齢者の生きがいづくり、自立生活の助長、社会的孤独感の解消及び心身機能の維持向上を図ること 【概要】 （事業内容） ・日常生活動作、健康チェック、レクリエーション、給食、入浴、送迎等 （委託先） ・東予市社会福祉協議会 （利用対象者） ・概ね65歳以上の高齢者で、介護保険の要介護認定者を除く （利用基準） ・地域交流センター（週に3日開所） ・本谷温泉（週に4日開所） ・一人月1～2回程度 （利用者負担額） ・1日あたり1,000円 （利用実績） ・平成14年度 延べ4,883人 【経費負担】 国1/2 県1/4 市1/4	【目的】 ・比較的元気な概ね60歳以上の日ひとり暮らし高齢者等で、家に閉じこもりがちな者に対し、各種のサービスを提供することにより、その老人及びその家族の福祉向上を目的とする 【概要】 （事業内容） ・生活指導、健康増進・健康チェック、日常動作訓練、養護、送迎、給食、入浴、相談事業、健康教育 （委託先） ・丹原町社会福祉協議会 （利用対象者） ・概ね60歳以上のひとり暮らし高齢者で、家に閉じこもりがちな者で、介護保険の給付に該当しない者 （利用基準） ・丹原町高齢者生活福祉センターで週5回 ・一人月1～2回程度 （利用者負担金） ・1回あたり900円 （利用実績） ・平成14年度 延べ1,305人 【経費負担】 国1/2 県1/4 町1/4	【目的】 ・在宅の虚弱老人等に自立の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上を図る。 【概要】 （事業内容） ・健康チェック、機能訓練、創作活動、趣味活動、遠足・社会奉仕活動、入浴、給食、送迎 （委託先） ・小松町社会福祉協議会 （利用対象者） ・60歳以上の虚弱なひとり暮らし老人等で、家に閉じこもりがちな者 （利用基準） ・開催場所：小松町生きがいサービスセンター ・年間開所日数：242日 ・1日当利用者限度：30人 （利用者負担金） ・800円（実費相当分700円・1割負担分100円） （利用実績） ・平成14年度 延べ3,875人 【経費負担】 国1/2 県1/4 町1/4	利用対象者、利用基準、利用者負担金に違いがある。	新市移行後速やかに調整する。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（福祉関係）の取扱い		細 項 目	高齢者福祉関係		
事 務 事 業 名	介護用品支給事業		専 門 部 会 名	福祉部会	分 科 会 名	高齢者分科会
調 整 方 針	介護用品支給事業の実施方法については、西条市、小松町の例により調整する。事業内容については、小松町の例により調整する。利用対象者については、在宅の要介護１～５に認定された介護保険の被保険者又は６か月以上の寝たきり者等であって、おむつ等を必要とする者とする。利用者負担については、西条市、丹原町及び小松町の例により調整する。 ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。					
事 務 事 業 の 現 況				課 題	具体的な調整内容	
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町			
【目的】 ・在宅の寝たきり及び重度の痴呆性症状の高齢者並びに心身障害者（児）に紙おむつを支給することにより、寝たきり高齢者等に対し衛生的で快適な生活環境を提供するとともに、介護者の肉体的及び経済的負担の軽減を図る。 【実施方法】 ・国庫補助事業と市単独事業 【概要】 （事業の内容） ・寝たきり等高齢者に対して、月1回紙おむつを現物支給する。 月初めに居宅である場合にのみ支給。 フラットタイプ 100枚/月 テープタイプM 30枚/月 テープタイプL 26枚/月 はくパンツ 30枚/月 所得制限あり 所得制限対象者は半分の枚数を支給 （利用対象者） ・市内に住所を有する在宅６か月以上の寝たきり高齢者等であって、失禁状態にあるもの ・このうち、要介護4、5で市民税非課税世帯のものは国庫補助対象 （利用者負担） ・無料 【経費負担】 国1/2 県1/4 市1/4 市単独分10/10	【目的】 ・在宅での介護を支援するため、紙おむつの購入費用の一部を支給する。 【実施方法】 ・介護保険事業の市特別給付 【概要】 （事業の内容） ・購入に要した費用（上限6,000円／月）の９割を支給 （利用対象者） ・要介護１～５に認定された被保険者のうち、居宅において介護を受けていて、紙おむつを必要とする者 （利用者負担） ・１割 【経費負担】 ・介護保険市町村特別給付	【目的】 在宅で長期にわたりねたきり状態にある老人及び心身障害者（児）の衛生的で快適な日常生活を助長し、併せて介護にあたる者の肉体的、経済的な負担の軽減を図り、その福祉の増進を図る。 【実施方法】 ・町単独事業 【概要】 （事業内容） 月6,000円以内の紙おむつを支給 （利用対象者） ・65歳以上のねたきり老人又は心身障害者（児）であること ・自宅で6か月以上ねたきり状態であること ・失禁のあること ・丹原町内に住所を有する者であること （利用者負担） ・無料 【経費負担】 ・町10/10	【目的】 在宅高齢者等を介護している家族に対し、介護用品を支給し、介護家族の経済的負担の軽減を図り、要介護高齢者等の在宅生活の継続と向上を図る。 【実施方法】 ・国庫補助事業と町単独事業 【概要】 （事業内容） 家族介護用品支給事業（国庫補助対象） 在宅高齢者を介護している家族に対し、介護用品の紙オムツ、尿取りパッド、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプー、を月額6,000円以内で支給 寝たきり老人おむつ等支給事業（町単独） 1. に同じで、月額5,000円以内で支給 （利用対象者） 家族介護用品支給事業（国庫補助対象） 在宅で要介護認定4又は5と判定された町民税非課税世帯で高齢者を介護している家族 寝たきり老人おむつ等支給事業（町単独） 1. に同じで、町民税課税世帯 （利用者負担） ・無料 【経費負担】 家族介護用品支給事業（国庫補助対象） 国1/2 県1/4 町1/4 寝たきり老人おむつ等支給事業（町単独） 町10/10	実施方法、事業内容、利用対象者、利用者負担に違いがある。	実施方法については、西条市、小松町の例により調整する。事業内容については、小松町の例により調整する。利用対象者については、在宅の要介護１～５に認定された介護保険の被保険者又は６か月以上の寝たきり者等であって、おむつ等を必要とする者とする。利用者負担については、西条市、丹原町及び小松町の例により調整する。 ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（福祉関係）の取扱い		細 項 目	高齢者福祉関係		
事 務 事 業 名	高齢者タクシー料金助成事業		専 門 部 会 名	福祉部会	分 科 会 名	高齢者分科会
調 整 方 針	高齢者タクシー料金助成事業については、西条市の例により調整する。					
事 務 事 業 の 現 況				課 題	具体的な調整内容	
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町			
【目的】 ・在宅の高齢者がタクシーを利用する際に、その料金の一部を助成することによって、交通手段の確保と社会参加の促進を図り、生きがいの向上と在宅福祉の増進に寄与する。 【概要】 （事業の内容） ・申請に基づき、タクシーの基本料金が無料となる助成券を交付する。 （協力機関） ・市内のタクシー会社、小松タクシー、舞城タクシー （対象者） ・市内に住所を有する満75歳以上の在宅の高齢者で前年所得税非課税世帯の者 （助成額） ・乗車 1 回につき基本料金相当額で、助成券を年間 1 人につき12枚を交付する。 ・同一世帯に対象者が 2 人以上いる場合は、 2 人目から年間 1 人につき 6 枚を交付する。 ・年度途中で申請の場合は、月割で換算し、端数が出る場合は切り上げる。 （利用実績） 平成14年度 ・交付者数 1,749人 ・助成額 6,921,460円	【目的】 ・在宅の高齢者の交通手段を確保し、積極的な社会参加と生活圏の拡大を図ることを目的に、タクシー料金の一部を助成する。 【概要】 （事業の内容） ・申請に基づき、タクシーの基本料金が無料となる助成券を交付する。 （協力機関） ・市内のタクシー会社 （対象者） ・市内に住所を有する満75歳以上のひとり暮らしの高齢者または満75歳以上の高齢者のみの世帯に属する方で所得税非課税世帯の者 （助成額） ・乗車 1 回につき基本料金相当額で、助成券を年間 1 人につき12枚を交付する。 ・同一世帯に対象者が 2 人以上の場合は、 2 人目から年間 1 人につき半分の 6 枚を交付する。 ・年度途中で申請の場合は、月割で換算し、端数が出る場合は切り上げる。 （利用実績） ・平成15年度から事業開始のため、平成14年度の実績はなし	該当なし	該当なし	西条市、東予市のみの制度である。 対象者に違いがある。	西条市の例により調整する。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（福祉関係）の取扱い			細 項 目	高齢者福祉関係	
事 務 事 業 名	激励介護事業			専 門 部 会 名	福祉部会	分 科 会 名 高齢者分科会
調 整 方 針	激励介護事業については、西条市の例により調整する。					
事 務 事 業 の 現 況					課 題	具体的な調整内容
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町			
【目的】 ・ねたきり老人又は重度の身体上の障害がある者を日常的に介護している家族に対して、その労をねぎらい激励し、介護の負担軽減を図る。 【概要】 （事業の内容） ・宿泊介護券年2枚又は日勤介護券年7枚の交付 ・介護券1枚につき1回介護人の派遣を要請できる。 （委託先） ・西条民営職業紹介所 （対象者） ・市内に居住するおおむね65歳以上の寝たきり老人又は重度の身体上の障害により日常生活において介護を必要とする者を家庭内において常時介護している者 （介護内容） ・食事の世話 ・排泄の世話 ・被服の洗濯、補修 ・身体の清拭 ・身の回りの世話 ・被介護者の居室の整理整頓 ・緊急時の医師、家族への連絡 ・その他、介護を受ける老人等が安全かつ快適に日常生活を送るために必要な直接的な介護及び家事 （介護時間） ・宿泊介護券の場合は、午前9時から午後7時までの間に介護を開始し、翌日の同時刻までの24時間以内。ただし、原則として24時間のうち8時間は介護人の睡眠時間とし、3時間は休憩時間とする。 ・日勤介護券の場合は、午前8時から午後5時までの間の8時間以内。ただし、8時間のうち1時間は介護人の休憩時間とする。 （利用者負担） ・無料 （利用実績） ・平成14年度 日勤介護 9人、32件 【経費負担】 市10/10	該当なし	該当なし	該当なし	西条市だけの制度である。	西条市の例により調整する。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（福祉関係）の取扱い		細 項 目	高齢者福祉関係		
事 務 事 業 名	長寿者等褒章事業		専 門 部 会 名	福祉部会	分 科 会 名	高齢者分科会
調 整 方 針	長寿者等褒章事業については、西条市の例により調整する。金婚夫婦表彰については、敬老会で実施するものとして調整する。 ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。					
事 務 事 業 の 現 況				課 題	具体的な調整内容	
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町			
【目的】 ・多年にわたり社会の発展向上に貢献された老人に対し長寿を褒賞し、併せて市民の敬老精神を高めることにより、老人福祉の向上を図る。 【概要】 （事業の内容） 市長が、施設及び対象者宅を訪問し手渡す。 ・数え101歳以上 記念品（10,000円相当） ・数え100歳 肖像画（100,000円相当） ・施設（養護老人ホーム1か所、特別養護老人ホーム3か所）訪問 果物盛りかご（1施設に1個 @3,000円）、 菓子包み（入所者全員に1人1包み @350円） <						

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（福祉関係）の取扱い		細 項 目	高齢者福祉関係		
事 務 事 業 名	敬老祝金支給事業		専 門 部 会 名	福祉部会	分 科 会 名	高齢者分科会
調 整 方 針	敬老祝金支給事業については、西条市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。					
事 務 事 業 の 現 況				課 題	具体的な調整内容	
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町			
【目的】 ・高齢者に対し高齢者年金を支給することによって老後の生活に潤いを与え、もって老人福祉の増進に寄与する 【概要】 （事業の内容） ・1人当たり3,000円を支給 						

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（福祉関係）の取扱い			細 項 目	高齢者福祉関係	
事 務 事 業 名	敬老会			専 門 部 会 名	福祉部会	分 科 会 名 高齢者分科会
調 整 方 針	敬老会の実施方法については、西条市の例により調整する。対象者については、西条市、東予市の例により調整する。実施時期については、敬老月間中に開催することとして調整する。 8 8 歳以上の記念品については、西条市の例により、金婚記念品については、東予市の例により調整する。 ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。					
事 務 事 業 の 現 況					課 題	具体的な調整内容
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町			
【目的】 ・多年にわたり社会に尽くしてきた高齢者を敬愛し、長寿を祝し、高齢者に精神的な安定と自覚を与え、広く市民が老人の福祉について関心と理解を深め、かつ高齢者が自らの生活の向上に努める意欲を高めるために開催 【概要】 （事業内容） ・場所は小学校体育館又は地区公民館で、校区別に実施午前11時より式典とアトラクション ・市より数え88歳以上100歳未満の者に記念品を贈呈 数え88歳 記念品と木杯（県知事から） 数え89歳以上から100歳未満 記念品 記念品 5,000円相当 ・数え100歳以上には長寿者褒章事業により記念品を贈呈 						

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（福祉関係）の取扱い			細 項 目	障害者福祉関係		
事 務 事 業 名	公共施設使用料減免			専 門 部 会 名	福祉部会	分 科 会 名	障害者分科会
調 整 方 針	障害者等に対する公共施設使用料の減免については、西条市の例により調整する。						
事 務 事 業 の 現 況					課 題	具体的な調整内容	
西 条 市		東 予 市	丹 原 町	小 松 町			
【名称】 ・西条市公共施設使用料減免条例 【概要】 ・障害者等の社会参加を促進し、地域福祉の向上を図るため、公共施設の使用料を減免する。 【対象者】 6 5 歳以上の高齢者 身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている障害者 母子世帯員及び父子世帯員 生活保護世帯員 、 に規定する者に付き添いを要する場合は、その付添者（ 1 名につき付添者 1 名） 2 名以上の団体で、その 2 分の 1 以上が 、 で規定する者で構成される団体 【対象施設】 ・市内 1 7 施設 市民会館、総合文化会館、サンライフひうち、勤労者体育センター、石鎚ふれあいの里、少年自然の家、中央公民館、こどもの国、生涯学習の館、総合体育館、ひうち球場、ひうち陸上競技場、運動公園、市民公園、西部公園、神戸公園、石井記念公園 【減免額】 ・対象者 ～ は全額 ・対象者 は半額 【利用実績】 ・平成14年度 延べ851人（外に付き添い128人） 減免額 162,200円		公共施設の使用料を一括して規定したものはない。	公共施設の使用料を一括して規定したものはない。	公共施設の使用料を一括して規定したものはない。	西条市のみ、公共施設の使用料の減免を一括して規定している。	西条市の例により調整する。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（福祉関係）の取扱い			細 項 目	障害者福祉関係		
事 務 事 業 名	在宅寝たきり等心身障害者（児）介護手当			専 門 部 会 名	福祉部会	分 科 会 名	障害者分科会
調 整 方 針	在宅寝たきり等心身障害者（児）介護手当は、西条市の例により調整する。						
事 務 事 業 の 現 況					課 題	具体的な調整内容	
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町				
【目的】 ・ 居宅においてねたきり等心身障害者（児）を常時介護している者に対し、介護手当を支給することにより、介護者及びねたきり等心身障害者（児）の福祉の増進を図る。 【定義】 ねたきり身体障害者（児） ・ 居宅において、身体の障害により、ねたきり状態が6か月以上継続しているか、若しくは、これから6か月以上継続すると見込まれる65歳未満の者であって、日常生活を営むにあたり、常時介護を必要とする者 ・ 居宅において、重度の知的障害により、多動、自傷行為等が頻繁にあり、常時介護を必要とする65歳未満の者 介護者 ・ ねたきり等心身障害者（児）と同居し、生計を同じくする者であって、現にねたきり等心身障害者の日常生活の介護にあたっている者 【支給要件】 ・ 市内に居住する介護者で、住民基本台帳に記載されている者、又は、外国人登録をしている者に支給する。 【手当の額】 ・ 月額 5,000円 【対象者】 ・ 平成14年度 42人	該当なし	該当なし	該当なし		西条市だけの制度である。	西条市の例により調整する。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（福祉関係）の取扱い		細 項 目	障害者福祉関係		
事 務 事 業 名	重度障害者（児）タクシー利用助成事業		専 門 部 会 名	福祉部会	分 科 会 名	障害者分科会
調 整 方 針	重度障害者（児）タクシー利用助成事業については、東予市の例により調整する。					
事 務 事 業 の 現 況				課 題	具体的な調整内容	
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町			
【目的】 ・在宅の重度障害者（児）がタクシーを利用する場合に、その料金の一部を助成し、移動手段の確保を図り、社会参加の促進と在宅福祉の増進に寄与する。 【概要】 （事業の内容） ・申請に基づき、タクシーの基本料金が無料となる助成券を交付する。 （協力機関） ・市内のタクシー会社、小松タクシー、舞城タクシー （対象者） ・身体障害者1級、2級（2級については、視覚、下肢、体幹並びに移動機能障害のみ） ・知的障害者（療育手帳A）施設に入所している者は除く 所得税非課税世帯 （助成額） ・乗車1回につき基本料金相当額で、助成券を年間1人につき12枚を交付する。 ・年度途中で申請の場合は、月割で換算し、端数が出る場合は切り上げる。 （実績） 平成14年度 ・交付者数 220人 ・助成額 934,920円	【目的】 ・在宅の重度障害者（児）がタクシーを利用する場合に、その料金の一部を助成し、移動手段の確保を図り、社会参加の促進と在宅福祉の増進に寄与する。 【概要】 （事業の内容） ・申請に基づき、タクシーの基本料金が無料となる助成券を交付する。 （協力機関） ・市内のタクシー会社 （対象者） ・身体障害者1、2級（2級については、視覚、下肢、体幹並びに移動機能障害のみ） ・知的障害者（療育手帳A）施設に入所している者は除く （助成額） ・乗車1回につき基本料金相当額で、助成券を年間1人につき24枚を交付する。 ・年度途中で申請の場合は、月割で換算し、端数が出る場合は切り上げる。 （実績） 平成14年度 ・交付者数 211人 ・助成額 1,576,040円	該当なし	該当なし	西条市、東予市のみの制度である。 対象者及び助成額が異なる。	東予市の例により調整する。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（福祉関係）の取扱い			細 項 目	障害者福祉関係		
事 務 事 業 名	障害者紙おむつ支給事業			専 門 部 会 名	福祉部会	分 科 会 名	障害者分科会
調 整 方 針	障害者紙おむつ支給事業については、丹原町の例を基本に調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。						
事 務 事 業 の 現 況					課 題	具体的な調整内容	
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町				
【概要】 ・ 6 か月以上寝たきりの状態にある重度心身障害者（児）に紙おむつを支給し、日常生活の便宜を図るとともに介護者の負担を軽減する。 【対象者】 ・ 6 か月以上寝たきりで失禁状態にある者 【紙おむつの支給限度数量】 ・ 老齢福祉年金所得制限未満 フラットタイプ 100枚/月 パンツタイプ 30枚/月 ・ 老齢福祉年金所得制限以上 フラットタイプ 50枚/月 パンツタイプ 15枚/月 【利用状況】 ・ フラットタイプ 9人 ・ パンツタイプ 10人	【概要】 ・ ねたきりの状態にある重度心身障害者（児）に紙おむつを支給することにより、日常生活の便宜を図るとともに、介護者の肉体的・経済的負担を軽減する。 【対象者】 ・ 東予市に1年以上引き続き在住し、6ヶ月以上在宅でねたきりの身体障害者（1,2級）または知的障害者（療育手帳A） 【紙おむつの支給限度数量】 ・ パンツタイプ 15枚/月 ・ フラットタイプ 60枚/月 ・ 尿とりパット 60枚/月 【利用状況】 ・ フラットタイプ 1人 ・ パンツタイプ 3人	【概要】 ・ 在宅で長期にわたり寝たきり状態にある老人及び心身障害者（児）に対し、紙おむつを支給することにより、対象者の衛生的な生活を助長し、併せて介護者の身体的及び経済的負担の軽減を図る。 【対象者】 ・ 以下の要件をすべて満たす者 心身障害者（児） 在宅で6 か月以上寝たきりの状態にあること 失禁のあること 丹原町内に住所を有すること 【支給限度額】 ・ 1名当り月6,000円以内 【利用状況】 ・ 3人	該当なし	対象者、支給限度（数量・額）に違いがある。	丹原町の例を基本に調整する。在宅で長期にわたり寝たきり状態にある老人については、高齢者の介護用品の支給事業の対象者とする。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 支給品目については、高齢者の介護用品の支給事業に合わせ、紙おむつに加え、尿取りパット、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプーとする。		

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（福祉関係）の取扱い			細 項 目	障害者福祉関係	
事 務 事 業 名	在宅心身障害者見舞金支給事業			専 門 部 会 名	福祉部会	分 科 会 名 障害者分科会
調 整 方 針	在宅心身障害者見舞金支給事業については、廃止の方向で検討する。					
事 務 事 業 の 現 況					課 題	具体的な調整内容
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町			
該当なし	【概要】 ・在宅心身障害者又はその保護者に見舞金を支給し励ましと希望を与え、障害者福祉の増進を図る。 【対象者】 ・身体障害者1～3級 ・知的障害者 上記のいずれかで毎年10月末日現在において本市に引き続き1年以上居住する障害者又は保護者。ただし、施設入所者は対象としない。 【見舞金の額】 ・毎年12月に10,000円を支給 【支給人数】 ・平成14年度 959人	該当なし	該当なし	東予市のみの制度である。	廃止の方向で検討する。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（福祉関係）の取扱い			細 項 目	障害者福祉関係		
事 務 事 業 名	重度心身障害者医療費助成事業			専 門 部 会 名	住民部会	分 科 会 名	国保分科会
調 整 方 針	重度心身障害者医療費助成事業については、東予市の例により実施し、随時調整する。						
事 務 事 業 の 現 況					課 題	具体的な調整内容	
西 条 市	東 予 市		丹 原 町	小 松 町			
【対象者】 1 級又は 2 級の身体障害者手帳所持者 IQ35 以下の療育手帳所持者 IQ50 までの療育手帳と身体障害者手帳所持者	【対象者】 県補助事業分 1 級又は 2 級の身体障害者手帳所持者 IQ35 以下の療育手帳所持者 IQ50 までの療育手帳と身体障害者手帳所持者 市単独事業分 3 級の身体障害者手帳又は IQ50 までの療育手帳所持者で所得税非課税世帯の者		【対象者】 1 級又は 2 級の身体障害者手帳所持者 IQ35 以下の療育手帳所持者 IQ50 までの療育手帳と身体障害者手帳所持者	【対象者】 1 級又は 2 級の身体障害者手帳所持者 IQ35 以下の療育手帳所持者 IQ50 までの療育手帳と身体障害者手帳所持者	東予市のみ単独事業として、3 級の身体障害者手帳又はIQ50までの療育手帳所持者で所得税非課税世帯の者を対象として事業を実施している。		
【助成額】 社会保険各法の規定に基づく一部負担額の 10 割 平成 14 年 4 月 1 日現在 受給資格者数 一般 489 人 老人 775 人 計 1,264 人 平成 13 年度助成件数 一般 9,969 件 老人 17,827 件 計 27,796 件 平成 13 年度助成金額 一般 108,714,634 円 老人 71,934,380 円 計 180,649,014 円 高額戻入金 40,385,697 円 県補助分 69,213,348 円	【助成額】 社会保険各法の規定に基づく自己負担額の全額 平成 14 年 4 月 1 日現在 受給資格者数 (1・2 級)一般 304 人 老人 508 人 計 812 人 (3 級)一般 20 人 老人 63 人 計 83 人 平成 13 年度助成件数 (1・2 級)一般 9,334 件 老人 11,481 件 計 20,815 件 (3 級)一般 729 件 老人 1,698 件 計 2,427 件 平成 13 年度助成金額 (1・2 級)一般 60,838 千円 老人 35,287 千円 計 96,125 千円 (3 級)一般 2,793 千円 老人 4,651 千円 計 7,444 千円 高額戻入金 21,497,858 円 県補助分 37,737,222 円		【助成額】 社会保険各法の規定に基づく自己負担額の全額 平成 14 年 4 月 1 日現在 受給資格者数 一般 131 人 老人 260 人 計 391 人 平成 13 年度助成件数 一般 3,502 件 老人 5,478 件 計 8,980 件 平成 13 年度助成金額 一般 32,185,407 円 老人 17,752,130 円 計 49,937,537 円 高額戻入金 14,631,035 円 県補助分 17,653,251 円	【助成額】 社会保険各法の規定に基づく自己負担額の全額 平成 14 年 4 月 1 日現在 受給資格者数 一般 96 人 老人 177 人 計 273 人 平成 13 年度助成件数 一般 1,990 件 老人 3,429 件 計 5,419 件 平成 13 年度助成金額 一般 18,657,647 円 老人 11,969,150 円 計 30,626,797 円 高額戻入金 4,793,027 円 県補助分 12,916,885 円	福祉施策の一環として、東予市の例により実施し、随時調整する。		
【財源内訳】 県 1/2 市 1/2	【財源内訳】 県補助事業分 県 1/2 市 1/2		【財源内訳】 県 1/2 町 1/2	【財源内訳】 県 1/2 町 1/2			
【H14 年度予算】 (県費補助事業) 171,106 千円 (扶助費のみ)	【H14 年度予算】 (県費補助事業) 100,000 千円 (扶助費のみ) (市単独事業) 9,000 千円 (扶助費のみ)		【H14 年度予算】 (県費補助事業) 55,441 千円 (扶助費のみ)	【H14 年度予算】 (県費補助事業) 35,000 千円 (扶助費のみ)			

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（福祉関係）の取扱い		細 項 目	児童福祉関係		
事 務 事 業 名	放課後児童クラブ運営事業		専 門 部 会 名	福祉部会	分 科 会 名	社会児童分科会
調 整 方 針	放課後児童クラブ運営事業の対象児童については、西条市の例により、実施時間については、東予市の例により、費用負担については、西条市、小松町の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 指導員の配置基準については、新市移行後速やかに調整する。					
事 務 事 業 の 現 況				課 題	具体的な調整内容	
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町			
【目的】 ・保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している概ね10歳未満の児童に対し、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。 【概要】 ・対象児童 小学校1年生から3年生（障害児については、6年生まで）で、就労等により保護者が昼間家庭にいない児童。 ・実施日 日曜日、祝祭日、お盆、年末年始、地方祭等がお休み 上記以外の日に実施 ・実施時間 学校授業日は放課後から午後5時まで 学校休業日は午前9時から午後5時まで ・実施場所及び登録児童数（平成15年7月現在） 市内全校区(9校区)で実施、全登録児童数524名 大町 小学校内教室 86名 神拝 プレハブ園舎 117名 西条 プレハブ園舎 89名 玉津 プレハブ園舎 78名 飯岡 小学校内教室 32名 神戸 小学校内教室 52名 氷見 プレハブ園舎 41名 橘 プレハブ園舎 24名 禎瑞 プレハブ園舎 5名 参加児童率は40～50％程度 ・開設年度 平成7年度から1校区づつ開設 ・費用負担 無料 ・保険 (財)スポーツ安全協会「スポーツ安全保険」A型に市負担で加入 保険料1人あたり年額500円 【指導員】 ・身分は非常勤のパート職員 ・平成15年7月現在24名 幼稚園教諭・保育士等の有資格者 ・登録児童数により、各クラブ2名～4名配置 児童20人までは1指導員、超える場合は2指導員で対応するが、状況により3名で対応する場合もある。 ・障害児受入れは小6まで可能 現在1クラブで3名登録 障害児受入日は指導員1名加配	【目的】 ・遊びを通して児童の自立性、社会性の向上に寄与するとともに、保護者の子育てと仕事の両立を支援する。 【概要】 ・対象児童 小学校1年生から3年生（障害児については、6年生まで）で、就労等により保護者が昼間家庭にいない児童 ・実施日 日曜日、祝祭日、お盆(8月13日～16日)・年末年始、地方祭(2日間)等がお休み 上記以外の日に実施 ・実施時間 学校授業日は放課後から午後6時まで 学校休業日(土曜、長期休暇期間等)は午前8時30分から午後6時まで ・実施場所及び登録児童数（平成15年7月現在） 市内全校区(9校区)で実施、全登録児童数235名 周布 小学校内教室 23名 吉井 小学校内教室 19名 多賀 プレハブ園舎 25名 壬生川 旧壬生川中央幼稚園舎 40名 国安 プレハブ園舎 35名 吉岡 西児童館 18名 三芳 地域交流センター 22名 楠河 小学校内教室 21名 庄内 プレハブ園舎 32名 参加児童率は70％以上 ・開設年度 壬生川は平成12年5月 他は平成14年4月 ・費用負担 登録児童1人につき、月額500円 ・保険 (財)スポーツ安全協会「スポーツ安全保険」A型に市負担で加入 保険料1人あたり年額500円 【指導員】 ・身分は非常勤のパート職員 ・平成15年7月現在25名 幼稚園教諭・保育士等有資格者 19名 その他 6名 ・登録児童数により、各クラブ2名～5名配置 参加児童15名までは1指導員、超える場合は2指導員で保育 ・別に障害児1名に対して1指導員を加配(6クラブに7名の障害児の登録あり)	該当なし 平成16年度から開設予定	【目的】 ・遊びを通して児童の自立性、社会性の向上に寄与するとともに、保護者の子育てと仕事の両立を支援する。 【概要】 ・対象児童 小学校1年生から3年生で、就労等により保護者が昼間家庭にいない児童 ・実施日 日曜日、祝祭日、お盆(8月13日～16日)・年末年始、地方祭（2日間）等がお休み 上記以外の日に実施 ・実施時間 学校授業日は放課後から午後5時まで 学校休業日（土曜日、長期休暇期間等）は午前8時30分から午後5時まで ・実施場所及び登録児童数（平成15年7月現在） 町内全校区(2校区)で実施、全登録児童数110名 小松 小学校内空教室 56名 石根 小松町農村環境改善センター和室 54名 参加児童率は50～60％ ・開設年度 平成12年4月 ・費用負担 無料 ・保険 (財)スポーツ安全協会「スポーツ安全保険」A型に町負担で加入 保険料1人あたり年額500円 【指導員】 ・身分は常勤・非常勤のパート職員 ・平成15年7月現在8名 幼稚園教諭・保育士等有資格者 8名 ・各クラブ3名配置。	対象児童、実施時間、費用負担、指導員の配置基準に違いがある。	対象児童については、西条市の例により、実施時間については、東予市の例により、費用負担については、西条市、小松町の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 指導員の配置基準については、新市移行後速やかに調整する。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目		各種事務事業（福祉関係）の取扱い		細 項 目		児童福祉関係		
事 務 事 業 名		保育所の保育料		専 門 部 会 名		福祉部会	分 科 会 名	社会児童分科会
調 整 方 針		保育所の保育料については、国の徴収基準額を基に、東予市の例を基本として調整する。ただし、合併する年度は、それぞれ旧市町の例による。						
事 務 事 業 の 現 況								具体的な調整内容
西 条 市		東 予 市		丹 原 町		小 松 町		
〔西条市保育所設置及び管理条例〕 第4条 保育所の運営・管理その他この条例に定めるもののほか必要な事項は、別に市長が定める。 〔西条市保育所入所児童の保護者負担金徴収規則〕 (保育料) 第2条 保育料は、別表により算定した額とする。 別表の要約(以下のとおり) 【平成14年度保育料徴収基準額】 階層A 定義：生活保護世帯 (3歳未満児 0円・3歳児 0円・4歳以上児 0円) 階層B 定義：市民税非課税世帯 (3歳未満児 5,400円・3歳児 4,600円・4歳以上児 4,600円) 階層C1 定義：市民税均等割のみ課税世帯 (3歳未満児14,800円・3歳児11,000円・4歳以上児11,000円) 階層C2 定義：市民税所得割のある課税世帯 (3歳未満児18,400円・3歳児15,000円・4歳以上児15,000円) 階層D1 定義：所得税課税額が14,000円未満の世帯 (3歳未満児21,800円・3歳児18,200円・4歳以上児18,200円) 階層D2 定義：所得税課税額が14,000円以上 40,000円未満の世帯 (3歳未満児25,800円・3歳児22,000円・4歳以上児22,000円) 階層D3 定義：所得税課税額が40,000円以上 64,000円未満の世帯 (3歳未満児30,000円・3歳児26,000円・4歳以上児24,000円) 階層D4 定義：所得税課税額が64,000円以上 103,000円未満の世帯 (3歳未満児39,000円・3歳児27,800円・4歳以上児25,600円) 階層D5 定義：所得税課税額が103,000円以上 160,000円未満の世帯 (3歳未満児44,400円・3歳児30,000円・4歳以上児28,000円) 階層D6 定義：所得税課税額が160,000円以上 408,000円未満の世帯 (3歳未満児48,000円・3歳児33,000円・4歳以上児29,600円) 階層D7 定義：所得税課税額が408,000円以上の世帯 (3歳未満児52,000円・3歳児34,000円・4歳以上児30,000円) (次ページに続く)		〔東予市保育所設置及び管理条例〕 (費用の決定) 第6条 法(児童福祉法)第56条第1項の規定に基づき徴収すべき費用の額は、市長が別に定める。 〔東予市保育所設置及び管理条例施行規則〕 (保育料) 第6条 条例第6条に規定する費用(以下「保育料」という。)の額は、その児童の属する世帯の階層及びその児童の年齢区分によって別表第2及び別表第3のとおりとする。 別表第2及び別表第3の要約(以下のとおり) 【平成14年度保育料徴収基準額】 階層A 定義：生活保護世帯 (3歳未満児 0円・3歳児 0円・4歳以上児 0円) 階層B 定義：市民税非課税世帯 (3歳未満児 6,000円・3歳児 4,500円・4歳以上児 4,500円) 階層C1 定義：市民税均等割のみ課税世帯 (3歳未満児15,200円・3歳児12,000円・4歳以上児12,000円) 階層C2 定義：市民税所得割のある課税世帯 (3歳未満児16,000円・3歳児13,000円・4歳以上児13,000円) 階層D1 定義：所得税課税額が30,000円未満の世帯 (3歳未満児21,000円・3歳児17,400円・4歳以上児17,400円) 階層D2 定義：所得税課税額が30,000円以上 45,000円未満の世帯 (3歳未満児24,400円・3歳児20,800円・4歳以上児20,800円) 階層D3 定義：所得税課税額が45,000円以上 64,000円未満の世帯 (3歳未満児27,200円・3歳児22,800円・4歳以上児22,800円) 階層D4 定義：所得税課税額が64,000円以上 100,000円未満の世帯 (3歳未満児33,400円・3歳児29,200円・4歳以上児26,000円) 階層D5 定義：所得税課税額が100,000円以上 160,000円未満の世帯 (3歳未満児38,000円・3歳児32,000円・4歳以上児27,000円) 階層D6 定義：所得税課税額が160,000円以上 220,000円未満の世帯 (3歳未満児42,500円・3歳児33,000円・4歳以上児28,000円) 階層D7 定義：所得税課税額が220,000円以上 408,000円未満の世帯 (3歳未満児48,000円・3歳児34,000円・4歳以上児29,000円) 階層D8 定義：所得税課税額が408,000円以上の世帯 (3歳未満児50,000円・3歳児35,000円・4歳以上児30,000円) (次ページに続く)		〔丹原町保育所設置及び管理条例〕 (費用の決定) 第6条 法(児童福祉法)第56条第1項の規定に基づき徴収すべき費用の額は、国の定める徴収基準額に準拠して町長が定める。 〔丹原町保育所設置及び管理条例施行規則〕 (費用) 第6条 条例第6条に規定する費用(以下「保育料」という。)の額は、その児童の属する世帯の階層及び児童の年齢区分によって別表第2のとおりとする。 2 , 3 (省略) 別表第2の要約(以下のとおり) 【平成14年度保育料徴収基準額】 階層A 定義：生活保護世帯 (3歳未満児 0円・3歳児 0円・4歳以上児 0円) 階層B 定義：町民税非課税世帯 (3歳未満児 8,000円・3歳児 5,900円・4歳以上児 5,500円) 階層C1 定義：町民税均等割のみ課税世帯 (3歳未満児15,500円・3歳児13,200円・4歳以上児13,200円) 階層C2 定義：町民税所得割のある課税世帯 (3歳未満児17,600円・3歳児14,800円・4歳以上児14,800円) 階層D1 定義：所得税課税額が10,000円未満の世帯 (3歳未満児22,600円・3歳児20,000円・4歳以上児18,600円) 階層D2 定義：所得税課税額が10,000円以上 64,000円未満の世帯 (3歳未満児25,100円・3歳児23,200円・4歳以上児21,500円) 階層D3 定義：所得税課税額が64,000円以上 100,000円未満の世帯 (3歳未満児30,600円・3歳児26,800円・4歳以上児26,800円) 階層D4 定義：所得税課税額が100,000円以上 160,000円未満の世帯 (3歳未満児37,200円・3歳児31,800円・4歳以上児28,600円) 階層D5 定義：所得税課税額が160,000円以上 240,000円未満の世帯 (3歳未満児44,800円・3歳児33,800円・4歳以上児29,800円) 階層D6 定義：所得税課税額が240,000円以上 320,000円未満の世帯 (3歳未満児50,000円・3歳児35,000円・4歳以上児31,600円) 階層D7 定義：所得税課税額が320,000円以上 408,000円未満の世帯 (3歳未満児55,000円・3歳児35,800円・4歳以上児32,000円) 階層D8 定義：所得税課税額が408,000円以上の世帯 (3歳未満児56,000円・3歳児36,200円・4歳以上児32,400円) (次ページに続く)		〔小松町保育所設置及び管理条例〕 第4条 保育所の運営管理その他この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に町長が定める。 〔保育料徴収規則〕 児童福祉法第56条第3項の規定による当該年度保育料徴収基準額は、別表に定めるとおりとする。 別表の要約(以下のとおり) 【平成14年度保育料徴収基準額】 階層A 定義：生活保護世帯 (3歳未満児 0円・3歳児 0円・4歳以上児 0円) 階層B 定義：町民税非課税世帯 (3歳未満児 7,800円・3歳児 6,000円・4歳以上児 6,000円) 階層C1 定義：町民税均等割のみ課税世帯 (3歳未満児15,400円・3歳児13,600円・4歳以上児13,600円) 階層C2 定義：町民税所得割のある課税世帯 (3歳未満児17,800円・3歳児15,000円・4歳以上児15,000円) 階層D1 定義：所得税課税額が17,000円未満の世帯 (3歳未満児23,400円・3歳児19,200円・4歳以上児19,200円) 階層D2 定義：所得税課税額が17,000円以上 30,000円未満の世帯 (3歳未満児29,600円・3歳児23,800円・4歳以上児23,800円) 階層D3 定義：所得税課税額が30,000円以上 64,000円未満の世帯 (3歳未満児30,000円・3歳児27,000円・4歳以上児27,000円) 階層D4 定義：所得税課税額が64,000円以上 80,000円未満の世帯 (3歳未満児33,200円・3歳児27,600円・4歳以上児27,600円) 階層D5 定義：所得税課税額が80,000円以上 160,000円未満の世帯 (3歳未満児44,400円・3歳児33,200円・4歳以上児29,800円) 階層D6 定義：所得税課税額が160,000円以上 200,000円未満の世帯 (3歳未満児47,800円・3歳児35,200円・4歳以上児30,200円) 階層D7 定義：所得税課税額が200,000円以上 408,000円未満の世帯 (3歳未満児56,800円・3歳児36,600円・4歳以上児30,400円) 階層D8 定義：所得税課税額が408,000円以上の世帯 (3歳未満児57,800円・3歳児36,800円・4歳以上児30,600円) (次ページに続く)		国の徴収基準額を基に、東予市の例を基本として調整する。ただし、合併する年度は、それぞれ旧市町の例による。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目		各種事務事業（福祉関係）の取扱い		細 項 目		児童福祉関係		
事 務 事 業 名		保育所の保育料		専 門 部 会 名		福祉部会	分 科 会 名	社会児童分科会
調 整 方 針								
事 務 事 業 の 現 況								具体的な調整内容
西 条 市		東 予 市		丹 原 町		小 松 町		
(続き) 上記の年齢区分は、その児童が入所した日の属する月の初日の年齢とする。 上記のD1階層からD7階層における「所得税の額」とは、所得税法、租税特別措置法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定によって計算された額をいう。ただし、所得税額を計算する場合は、次の規定は適用しない。 1. 所得税法第92条第1項, 第95条第1, 第2項及び第3項 2. 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項 3. 租税特別措置法等の一部を改正する法律附則第12条 B階層からD7階層までの世帯であって、同一世帯から2人以上の児童が入所している場合においては、年齢の低い児童に第2子の半額徴収を適用する。 第3子以降については、無料とする。 B階層と認定された世帯であっても、「母子世帯」「在宅障害児(者)のいる世帯」等については、無料とする。 [平成14年度保育料徴収基準・2市2町比較表]（別紙）		(続き) 上記の年齢区分は、その児童が入所した日の属する月の初日の年齢とする。 上記のD1階層からD8階層における「所得税の額」とは、所得税法、租税特別措置法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定によって計算された額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しない。 1. 所得税法第92条第1項, 第95条第1項, 第2項及び第3項 2. 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項 3. 租税特別措置法等の一部を改正する法律附則第12条 B階層からD8階層までの世帯であって、同一世帯から2人以上の児童が入所している場合において、B階層からD3階層までの場合は、最も徴収金額の低い児童が満額、次に低い児童が1/2、その他が1/10になる。D4階層からD8階層までの場合は、最も高い児童が満額、次に高い児童が1/2、その他が1/10になる。 「母子世帯」「在宅障害児(者)のいる世帯」等については、上表に関わらず以下のとおりとなる。 B 階層...3歳未満児 0円・3歳以上児 0円 C1階層...3歳未満児14,200円・3歳以上児11,000円 C2階層...3歳未満児15,000円・3歳以上児12,000円 [平成14年度保育料徴収基準・2市2町比較表]（別紙）		(続き) 上記の年齢区分は、その児童が入所した日の属する月の初日の年齢とする。 上記のD1階層からD8階層における「所得税の額」とは、所得税法、租税特別措置法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定によって計算された額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しない。 1. 所得税法第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項 2. 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項 3. 租税特別措置法等の一部を改正する法律附則第12条 B階層からD8階層までの世帯であって、同一世帯から2人以上の児童が入所している場合において、B階層からD2階層までの場合は、最も徴収金額の低い児童が満額、次に低い児童が半額、その他は無料。D3階層からD8階層までの場合は、最も徴収金額の高い児童が満額、次に高い児童が半額、その他は無料。 「母子世帯」「在宅障害児(者)のいる世帯」等については、上表に関わらず以下のとおりとなる。 B 階層...3歳未満児 0円・3歳以上児 0円 C1階層...3歳未満児14,500円・3歳以上児12,200円 C2階層...3歳未満児16,600円・3歳以上児13,800円 [平成14年度保育料徴収基準・2市2町比較表]（別紙）		(続き) 上記の年齢区分は、その児童が入所した日の属する月の初日の年齢とする。 上記のD1階層からD8階層における「所得税の額」とは、所得税法、租税特別措置法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定によって計算された額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しない。 1. 所得税法第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項 2. 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項 3. 租税特別措置法等の一部を改正する法律附則第12条 B階層からD8階層までの世帯であって、同一世帯から2人以上の児童が入所している場合において、B階層からD3階層までの場合は、最も徴収金額の低い児童が満額、次に低い児童が1/2、その他が1/10になる。D4階層からD8階層までの場合は、最も高い児童が満額、次に高い児童が1/2、その他が1/10になる。 「母子世帯」「在宅障害児(者)のいる世帯」等については、上表に関わらず以下のとおりとなる。 B 階層...3歳未満児 0円・3歳以上児 0円 C1階層...3歳未満児14,400円・3歳以上児12,600円 C2階層...3歳未満児16,800円・3歳以上児14,000円 [平成14年度保育料徴収基準・2市2町比較表]（別紙）		

(別紙)

平成 14 年度保育料徴収基準・2 市 2 町比較表

(単位：円)

階層区分・定義等		国徴収基準額	3 歳未満児				3 歳以上児											
		上段:3 歳未満児					3 歳児				4 歳以上児							
		下段:3 歳以上児	西条市	東予市	丹原町	小松町	西条市	東予市	丹原町	小松町	西条市	東予市	丹原町	小松町				
生活保護世帯		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
市民税非課税世帯	母子世帯等以外	9,000	5,400	6,000	8,000	7,800	4,600	4,500	5,900	6,000	4,600	4,500	5,500	6,000				
	母子世帯等	6,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
市民税均等割課税世帯	母子世帯等以外	19,500	14,800	15,200	15,500	15,400	11,000	12,000	13,200	13,600	11,000	12,000	13,200	13,600				
	母子世帯等			14,200	14,500	14,400		11,000	12,200	12,600		11,000	12,200	12,600				
市民税所得割課税世帯	母子世帯等以外	16,500	18,400	16,000	17,600	17,800	15,000	13,000	14,800	15,000	15,000	13,000	14,800	15,000				
	母子世帯等			15,000	16,600	16,800		12,000	13,800	14,000		12,000	13,800	14,000				
所得税 10,000 未満		30,000	21,800	21,000	22,600	23,400	18,200	17,400	20,000	19,200	18,200	17,400	18,600	19,200				
" 10,000 以上～ 14,000 未満					25,800				25,100				22,000		23,200	23,800	22,000	21,500
" 14,000 以上～ 17,000 未満			24,400			30,000	20,800			27,000	20,800			27,000				
" 17,000 以上～ 30,000 未満				30,000	27,200			22,800	24,000			22,800	27,000					
" 30,000 以上～ 40,000 未満			44,500			39,000	30,600			33,200	27,800			29,200	26,800	27,600	25,600	26,000
" 40,000 以上～ 45,000 未満				41,500	38,000			37,200	44,400			32,000	31,800					
" 45,000 以上～ 64,000 未満			61,000			48,000	42,500			44,800	33,000			33,000	33,800	35,200	29,600	28,000
" 64,000 以上～ 80,000 未満		56,800		34,000	35,000			36,600	29,000			31,600	30,400					
" 80,000 以上～ 100,000 未満																50,000		
" 100,000 以上～ 103,000 未満		55,000		32,000	30,600		32,400	30,600	30,600									
" 103,000 以上～ 160,000 未満										55,000		32,000	30,600	32,400	30,600	30,600		
" 160,000 以上～ 200,000 未満		55,000		32,000	30,600		32,400	30,600	30,600									
" 200,000 以上～ 220,000 未満			55,000			32,000				30,600	32,400	30,600	30,600					
" 220,000 以上～ 240,000 未満		55,000		32,000	30,600		32,400	30,600	30,600									
" 240,000 以上～ 302,000 未満			55,000			32,000				30,600	32,400	30,600	30,600					
" 302,000 以上～ 320,000 未満		55,000		32,000	30,600		32,400	30,600	30,600									
" 320,000 以上～ 408,000 未満			55,000			32,000				30,600	32,400	30,600	30,600					
" 408,000 以上		55,000		32,000	30,600		32,400	30,600	30,600									

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（福祉関係）の取扱い		細 項 目	児童福祉関係		
事 務 事 業 名	一時保育促進事業		専 門 部 会 名	福祉部会	分 科 会 名	社会児童分科会
調 整 方 針	一時保育促進事業の公立保育所実施分については、現行のとおりとする。私立保育園実施分については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。					
事 務 事 業 の 現 況				課 題	具体的な調整内容	
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町			
【目的】 ・保護者の育児疲れ解消、急病や断続的勤務・短時間勤務等の勤務形態の多様化等に伴う一時的な保育に対応するため、一時的な保育を実施し、児童の福祉の増進を図る。また、一時保育を実施する私立保育園に対して助成を行う。	【目的】 ・専業主婦家庭等の育児疲れ解消、急病や断続的勤務・短時間勤務等の勤務形態の多様化等に伴う一時的な保育に対応するため、一時的な保育を実施する。また、一時保育を実施する私立保育園に対して助成を行う。	該当なし	該当なし	西条市と東予市のみ事業を実施している。公立保育所は東予市のみが実施している。保育時間に違いがある。	公立保育所での実施については、現行のとおりとする。私立保育所での実施については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。	
【概要】 ・実施保育所 私立神拝保育園　　一時保育専用の保育室あり ・実施日 保育園の開園日とし、原則として週3日の利用 ・保育時間 月～金曜日　8:30　～　16:00 土曜日　　　8:30　～　12:00 ・対象児童 市内に住所を有し、現在、保育所、幼稚園に通所していない就学前の児童 1日の利用人員は、概ね10名程度 ・利用料金 一律に　2,000円／日（給食費含む） ・利用件数 平成13年度　2,278件（月平均190件） 平成14年度　1,544件（月平均129件） ・県補助の状況 基準額＝延べ利用児童数× 1,800円→4時間を超える利用の場合 900円→4時間以下の利用の場合 負担割合　国：1/3、県：1/3、市：1/3 補助基準額 平成13年度実績　　3,300,000円（私立1） 平成14年度実績　　3,291,900円（私立1） 平成15年度予算　　3,366,000円（私立1）	【概要】 ・実施保育所 公立河北保育所及び私立花園保育園 一時保育専用の保育室あり ・実施日 保育園の開園日 ・保育時間（通常の保育時間内） 月～金曜日　7:30　～　17:30 土曜日　　　7:30　～　12:30 ・対象児童 市内に住所を有し、現在、保育所、幼稚園に通所していない就学前の児童 ・利用料金 1,500円／日（生活保護世帯は無料） ・利用件数 公立河北保育所 平成13年度　580件（月平均48件） 平成14年度　858件（月平均72件） 私立花園保育園 平成14年度　443件（月平均37件） ・県補助の状況 基準額＝延べ利用児童数× 1,800円→4時間を超える利用の場合 900円→4時間以下の利用の場合 負担割合　国：1/3、県：1/3、市：1/3 補助基準額 平成13年度実績　　900,000円（公立1） 平成14年度実績　　2,079,900円(公立1、私立1) 平成15年度予算　　2,310,000円(公立1、私立1)					
【私立保育園への助成】 ・「西条市特別保育事業費補助金交付要綱」により「愛媛県特別保育事業費等補助金交付要綱」の基準額を市補助金で助成。	【私立保育園への助成】 ・「東予市延長保育促進事業費等補助金交付規程」により「愛媛県特別保育事業費等補助金交付要綱」の基準額を市補助金で助成。					

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（福祉関係）の取扱い			細 項 目	児童福祉関係		
事 務 事 業 名	延長保育促進事業			専 門 部 会 名	福祉部会	分 科 会 名	社会児童分科会
調 整 方 針	延長保育促進事業については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。						
事 務 事 業 の 現 況					課 題	具体的な調整内容	
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町				
【目的】 ・保護者の利便の向上を図るため、私立保育園で実施している通常の保育時間を超えた延長保育に対して助成を行う。 【概要】 実施保育所 私立飯岡保育園と私立西条保育所の2箇所を実施 実施内容 飯岡保育園 11時間開所 月～土曜日 7:00 ～ 18:00 延長保育 1時間 利用料金 月額2,500円 母子世帯は無料 市民税非課税世帯は1,500円 平均利用児童数7～8人程度。 西条保育所 11時間開所 月～土曜日 7:20 ～ 18:20 延長保育 夜1時間 利用料金 2,500円 母子世帯は無料 市民税非課税世帯は1,000円 平均利用児童数1人 県補助の状況 ・補助基準額 = 延長保育分+減免加算分 ・負担割合 国：2/4、県：1/4、市：1/4 ・補助基準額の状況 平成13年度実績 3,300,000円（私立2） 平成14年度実績 1,226,900円（私立2） 平成15年度予算 1,772,000円（私立2） ・私立保育園へは基準額を補助金で助成	【目的】 ・保護者の利便の向上を図るため、私立保育園で実施している通常の保育時間を超えた延長保育に対して助成を行う。 【概要】 実施保育所 私立富士保育園 実施内容 富士保育園 11時間開所 7:30～18:30 延長保育 1時間、利用料金 月額2,500円 平均利用児童数6～7人程度 県補助の状況 ・補助基準額 = 11時間開所事業分（H15年度単価：4,574,400円） +延長保育分（H15年度単価：1,212,000円） +減免加算分 ・負担割合 国：2/4、県：1/4、市：1/4 ・補助基準額の状況 平成13年度実績 5,791,200円（私立1） 平成14年度実績 5,766,800円（私立1） 平成15年度予算 5,858,400円（私立1） ・私立保育園へは基準額を補助金で助成	【目的】 ・保護者の利便の向上を図るため、公立保育所及び私立保育園で実施する通常の保育時間を超えた延長保育に対して必要な予算措置を行う。 【概要】 実施保育所 公立丹原保育所、私立中川さくら保育園 実施内容 丹原保育所 11時間開所 7:15～18:15 延長保育 30分 利用料金 月額2,500円 生活保護世帯は無料 町民税非課税母子世帯は1,000円 平均利用児童数 7人程度 中川さくら保育園 11時間開所 7:30～18:30 延長保育 1時間 利用料金 月額2,500円 生活保護世帯は無料 町民税非課税母子世帯は1,000円 平均利用児童数 6人程度 県補助の状況 ・補助基準額 = 11時間開所事業分（H15年度単価：4,574,400円） +延長保育分（H15年度単価：1,212,000円） +減免加算分 ・負担割合 国：2/4、県：1/4、市：1/4 ・補助基準額の状況 平成13年度実績 3,210,000円（私立1） 平成14年度実績 10,350,600円（公立1、私立1） 平成15年度予算 10,744,200円（公立1私立1） ・私立保育園へは基準額を補助金で助成	【目的】 ・保護者の就労などにより、延長保育の需要に対応するため、通常の保育時間を超えて児童を保育し、保護者の利便を図るとともに児童の福祉の増進を図る。 【概要】 実施保育所 公立小松東保育所、公立小松西保育所 実施内容 小松東保育所、小松西保育所 11時間開所 7:00～18:00 延長保育 1時間 利用料金 月額3,000円 減免世帯は1,000円 平均利用児童数 6～9人程度 0歳児は預からない。 県補助の状況 ・補助基準額 = 11時間開所事業分（H15年度単価：4,574,400円） +延長保育分（H15年度単価：1,212,000円） +減免加算分 ・負担割合 国：2/4、県：1/4、市：1/4 ・補助基準額の状況 平成13年度実績 5,215,200円（公立1） 平成14年度実績 11,481,600円（公立2） 平成15年度予算 11,572,800円（公立2）	2市2町で事業は実施しているが、公立保育所は、丹原町、小松町のみが実施している。 利用料金、延長時間に違いがある。	新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。		

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（福祉関係）の取扱い		細 項 目	児童福祉関係		
事 務 事 業 名	乳幼児医療費助成事業		専 門 部 会 名	住民部会	分 科 会 名	国保分科会
調 整 方 針	乳幼児医療費助成事業については、東予市の例により実施し、随時調整する。					
事 務 事 業 の 現 況				課 題	具体的な調整内容	
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町			
【助成金】 通院保険給付（ 3 歳の誕生日の属する月の月末まで） 入院保険給付〔 6 歳に達する日以降の最初の 3 月末日〕 一部負担金相当額 10 割	【助成金】 通院保険給付（ 3 歳の誕生日の属する月の月末まで） 入院保険給付〔 6 歳に達する日以降の最初の 3 月末日〕 一部負担金相当額 10 割 市単独事業分として、通院対象を 1 歳延長し、4 歳に達した日の月末まで助成。	【助成金】 通院保険給付（ 3 歳の誕生日の属する月の月末まで） 入院保険給付〔 6 歳に達する日以降の最初の 3 月末日〕 一部負担金相当額 10 割	【助成金】 通院保険給付（ 3 歳の誕生日の属する月の月末まで） 入院保険給付〔 6 歳に達する日以降の最初の 3 月末日〕 一部負担金相当額 10 割	東予市のみ単独事業として、通院保険給付の対象を 1 歳延長し事業を実施している。	少子化対策、子育て支援策の一環として、東予市の例により実施し、随時調整する。	
【概要】 （県費補助事業） 平成 14 年 3 月 1 日現在受給資格者 1,862 人 （ 4 月 1 日現在：修学前含む 4,355 人） 平成 13 年度助成件数 34,851 件 平成 13 年度助成金額 98,594,983 円	【概要】 （県費補助事業） 平成 14 年 3 月 1 日現在受給資格者 860 人 （ 4 月 1 日現在：修学前含む 1,775 人） 平成 13 年度助成件数 13,023 件 平成 13 年度助成金額 36,565,041 円 （市単独事業分） 平成 14 年 3 月 1 日現在受給資格者 297 人 平成 13 年度助成件数 2,843 件 平成 13 年度助成金額 6,684,030 円	【概要】 （県費補助事業） 平成 14 年 3 月 1 日現在受給資格者 245 人 （ 4 月 1 日現在：修学前含む 688 人） 平成 13 年度助成件数 4,449 件 平成 13 年度助成金額 13,651,637 円	【概要】 （県費補助事業） 平成 14 年 3 月 1 日現在受給資格者 229 人 （ 4 月 1 日現在：修学前含む 458 人） 平成 13 年度助成件数 3,710 件 平成 13 年度助成金額 11,632,180 円			
【財源内訳】 県 1/2 市 1/2	【財源内訳】 県補助事業分 県 1/2 市 1/2	【財源内訳】 県 1/2 町 1/2	【財源内訳】 県 1/2 町 1/2			
【H14 年度予算】 （県費補助事業） 113,454 千円（扶助費のみ）	【H14 年度予算】 （県費補助事業） 35,000 千円（扶助費のみ） （市単独事業） 10,000 千円（扶助費のみ）	【H14 年度予算】 （県費補助事業） 15,260 千円（扶助費のみ）	【H14 年度予算】 （県費補助事業） 12,800 千円（扶助費のみ）			

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（福祉関係）の取扱い		細 項 目	母子福祉関係		
事 務 事 業 名	母子家庭及び父子家庭小口資金貸付事業		専 門 部 会 名	福祉部会	分 科 会 名	社会児童分科会
調 整 方 針	母子家庭及び父子家庭小口資金貸付事業については、丹原町の例を基本に調整する。保証人については、西条市の例により調整する。 ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。					
事 務 事 業 の 現 況				課 題	具体的な調整内容	
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町			
【目的】 ・母子家庭の母又は父子家庭の父が緊急に少額の資金を必要とするときの貸付制度 【事業実施主体】 ・西条市社会福祉協議会 【貸付限度額】 ・1件30,000円 【利率】 ・無利子 【返済期限】 ・貸付翌月から10か月 【保証人】 ・1名 【財源等】 ・財源 県基金借入金 400,000円 市一般財源 400,000円 総額 800,000円 ・年度当初に委託先の市社会福祉協議会へ総額を貸付け、年度末に残額と償還額を返済してもらう。 ・貸付償還事務等の実質的な事業運営は、市社会福祉協議会が行う。 【年間貸付件数】 ・平成13年度 1件 ・平成14年度 2件	【目的】 ・母子家庭の母又は父子家庭の父が緊急に少額の資金を必要とするときの貸付制度 【事業実施主体】 ・東予市母子寡婦福祉連合会地区会 【貸付限度額】 ・1件30,000円 【利率】 ・無利子 【返済期限】 ・1年 【保証人】 ・2名 【財源等】 ・財源 県基金借入金 700,000円 市基金 700,000円 総額 1,400,000円 ・財源総額を東予市母子寡婦福祉連合会地区会に配分 ・相談業務、貸付実務、返済等、実質の事業運営は母子寡婦福祉連合会地区会が行う。 【年間貸付件数】 ・平成13年度 13件 ・平成14年度 9件	【目的】 ・母子家庭の母又は父子家庭の父が緊急に少額の資金を必要とするときの貸付制度 【事業実施主体】 ・丹原町母子寡婦福祉会 【貸付限度額】 ・1件50,000円 【利率】 ・無利子 【返済期限】 ・当該年度の2月末日 【保証人】 ・なし 【財源等】 ・財源 県基金借入金 200,000円 町一般財源 200,000円 総額 400,000円 ・財源総額を丹原町母子寡婦福祉会に配分 ・相談業務、貸付実務、返済等、実質の事業運営は母子寡婦福祉会が行う。 【年間貸付件数】 ・平成13年度 0件 ・平成14年度 8件	【目的】 ・母子家庭の母又は父子家庭の父が緊急に少額の資金を必要とするときの貸付制度 【事業実施主体】 ・小松町母子寡婦福祉会 【貸付限度額】 ・1件50,000円 【利率】 ・無利子 【返済期限】 ・1年、ただし当該年度の3月までに償還 【保証人】 ・なし 【財源等】 ・財源 県基金借入金 300,000円 町一般財源 300,000円 総額 600,000円 ・財源総額を小松町母子寡婦福祉会に配分 ・相談業務、貸付実務、返済等、実質の事業運営は母子寡婦福祉会が行う。 【年間貸付件数】 ・平成13年度 18件 ・平成14年度 10件	事業実施主体、貸付限度額、返済期限、保証人、財源に違いがある。	丹原町の例を基本に調整する。保証人については、西条市の例により調整する。 ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（福祉関係）の取扱い			細 項 目	母子福祉関係		
事 務 事 業 名	母子家庭等児童入学支援金支給事業			専 門 部 会 名	福祉部会	分 科 会 名	社会福祉分科会
調 整 方 針	母子家庭等児童入学支援金支給事業については、新市移行後速やかに西条市の例により調整する。						
事 務 事 業 の 現 況					課 題	具体的な調整内容	
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町				
【目的】 ・母子家庭等の児童のうち、あらたに小学校及び中学校に入学する児童について、新入学児童祝金を支給することにより、児童福祉の増進を図る。 【概要】 支給条件 ・父母が婚姻を解消した児童 ・父が死亡した児童 ・父の生死が明らかでない児童 ・その他市長が認める者 ・母がいなか母が監護していない場合、母以外の者が養育している児童 祝金の金額 ・小学校入学 6,000円 ・中学校入学 5,000円 【支給状況】 ・平成13年度 小学校43件、中学校47件 ・平成14年度 小学校62件、中学校45件	該当なし	該当なし	該当なし	西条市だけの制度である。	新市移行後速やかに西条市の例により調整する。		

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（福祉関係）の取扱い			細 項 目	その他福祉関係		
事 務 事 業 名	婦人相談・保護に関すること			専 門 部 会 名	福祉部会	分 科 会 名	福祉分科会
調 整 方 針	婦人相談・保護に関することについては、西条市の例により調整する。						
事 務 事 業 の 現 況					課 題	具体的な調整内容	
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町				
【目的】 ・売春防止法に基づき、要保護女子についてその転落の未然防止と保護更生を図ること及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づき、配偶者からの暴力の被害者である女性の保護を図ることを目的として、社会環境の浄化、配偶者からの暴力の防止等に関する啓発活動を行うとともに、要保護女子及び暴力被害女性の早期発見に努め、必要な相談、調査、判定、指導・援助、一時保護及び収容保護を行うものである。 【概要】 ・婦人相談員 1 名を雇用 ・相談件数 平成14年度 226件 主訴別（経済問題128件、夫婦・男女問題40件、親族問題33件、住居問題8件外） 取扱別（助言指導のみ194件、福祉事務所へ移送12件、その他関係機関へ移送2件外） ・近年、DV被害の増加により施設等への移送が増えた。 平成13年度 8件 平成14年度 14件	該当なし	該当なし	該当なし		西条市のみ婦人相談員を設置している。。	西条市の例により調整する。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目		各種事務事業（福祉関係）の取扱い		細 項 目		その他福祉関係		
事 務 事 業 名		災害見舞金支給事業（単独事業）		専 門 部 会 名		福祉部会	分 科 会 名	福祉分科会
調 整 方 針		災害見舞金支給事業（単独事業）については、西条市の例により調整する。						
事 務 事 業 の 現 況							課 題	具体的な調整内容
西 条 市		東 予 市	丹 原 町		小 松 町			
【目的】 ・自然災害又は火災により死亡した遺族、あるいは全壊・半壊した被災世帯の世帯主に対して見舞金を支給することを目的とする。 【概要】 対象災害 自然災害又は火災等により自らの居住のために使用している建物が被害を受けた災害 受給者 死亡した場合はその者の親族、住居を全壊又は半壊した場合はその世帯の世帯主 見舞金額 死亡者は10万円/人 全壊 世帯員1人は1万円 世帯員2人以上は2万円 半壊 全壊の場合の半額 支給制限（以下の場合は支給しない） ・故意、重大な過失 ・災害弔慰金支給該当者 ・死亡に関し、業務に従事していたことにより支給される給付金等が支給される場合 ・被災者が別に「補償」を受ける場合 ・特に市長が支給を不適当と認めた場合 災害の確認 消防本部から情報確認を受ける。 ・災害名、発生日時、発生場所、被害内容（建物構造、面積、被害面積、被害内容（程度等））、被害世帯の状況 ・死亡の場合には、死亡年月日・状況、親族等の状況 近年の実績 平成13年度：3件 平成14年度：8件		該当なし	【目的】 ・災害により死亡した遺族、あるいは全壊・半壊・住居に損害を受けた世帯主に対して見舞金の支給を行う。 【概要】 対象災害 災害により死亡、また自らの居住のために使用している建物が被害を受けた場合 受給者 死亡した場合はその者の親族、住居を全壊・半壊・損害を受けた場合はその世帯の世帯主 見舞金額 死亡者は30万円 / 人 全壊 世帯員1人は20万円 世帯員2人以上は24万円 半壊 世帯員が1人は10万円 世帯員が2人以上は12万円 その他 土砂の堆積による一時的居住不能、又は床上浸水による家財の著しい損害・住居の損害、その他特に町長が認める損害のときは、住居半壊の2分の1の金額 支給制限（以下の場合は支給しない） ・故意、重大な過失 ・災害弔慰金支給該当者 ・被災者生活再建支援金受給者 ・被災者が別に「補償」を受ける場合 ・特に町長が支給を不適当と認めた場合 支給方法 町が必要な調査を行い、親族又は世帯主に対し必要な報告又は書類の提出を求める。		該当なし		西条市、丹原町のみの制度である。 丹原町の制度は、平成11年度に町内で発生した災害時の援助措置として制度を制定したものである。	西条市の例により調整する。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（福祉関係）の取扱い			細 項 目	その他福祉関係				
事 務 事 業 名	戦没者追悼式等（慰霊祭）			専 門 部 会 名	福祉部会	分 科 会 名	福祉分科会		
調 整 方 針	戦没者追悼式等（慰霊祭）については、西条市の例にならない合同慰霊祭として実施することとし、実施日、場所等については、新市移行後速やかに調整する。								
事 務 事 業 の 現 況						課 題	具体的な調整内容		
西 条 市		東 予 市		丹 原 町				小 松 町	
【目的】 ・戦没者、消防・警察殉職者に追悼の意を表すとともに、恒久平和の確立に努力する決意を表す。 【名称】 ・西条市合同慰霊祭 【概要】 ・毎年5月に西条市総合文化会館大ホールで開催 ・無宗教 献花方式 ・参列者 遺族約650人、来賓約130人、職員約20人 合計約800人 ・参加者全員に饅頭・記念品（タオル）約900人分 【関係団体】 ・愛媛県遺族会西条市支部 遺族会関係者には、西条市支部の各校区支部から案内状のはがきを遺族の方に配布してもらい、これに対し市全体で20,000円程度委託料を支出している。		【目的】 ・戦没者に対する追悼の意と、恒久平和の確立に努力する決意を表す。 【名称】 ・東予市戦没者追悼式 【概要】 ・毎年10月上旬（平日）に、中央公民館大ホールで開催 ・無宗教 献花方式。 ・参列者 遺族約250人、来賓約100人、主催者側（職員を含む）約30人 合計約380人 ・記念品として、遺族全員（柱数1314柱）にろうそく、来賓にタオルを配布 【関係団体】 ・愛媛県遺族会東予市支部 遺族関係者の動員については、愛媛県遺族会東予市支部へ一任している。		【目的】 ・戦没者に追悼の意を表すとともに、恒久平和の確立に努力する決意を意する。 【名称】 ・丹原町戦没者追悼式 【概要】 ・毎年10月上旬に丹原町文化会館で開催 ・無宗教 献花方式 ・参列者 遺族約230人、来賓約60人、職員約15人 合計約305人 ・遺族に饅頭 約510人分（柱数分） 【関係団体】 ・周桑郡遺族会 県遺族会に対し周桑支部として登録し、各種行事参加を行っている。		【目的】 ・戦没者に追悼の意を表すとともに、恒久平和の確立に努力する決意を意する。 【名称】 ・小松町戦没者追悼式 【概要】 ・毎年10月下旬に小松町中央公民館で開催 ・無宗教 献花方式 ・参列者 遺族約130人、来賓約30人、職員約10人 合計約170人 ・参列者全員に饅頭（約170人分）		慰霊祭の実施日が異なっている。 西条市では、警察、消防の殉職者も含めている。 遺族会の会員数も増加し、会場の問題が生じる。	新市では消防も単独消防となると考えられるので、西条市の例にならない合同慰霊祭とする。参列する遺族については会場の規模により検討する。実施する日時、場所については新市移行後速やかに調整する。

先 例 地 の 事 例

〔周南市〕

- （１）心身障害児母子通園訓練事業：現行のまま新市に引き継ぐ。
- （２）福祉タクシー：徳山市、新南陽市の例により調整する。
- （３）重度心身障害児(者)福祉手当：新南陽市の例により調整する。
- （４）重度心身障害者医療制度：徳山市、新南陽市、熊毛町の例により調整する。
- （５）生きがい活動支援通所（老人デイサービス）：徳山市、新南陽市の例により調整する。
- （６）軽度生活援助(老人ホームヘルプサービス)：新南陽市の例により調整する。
- （７）生活管理指導短期宿泊(老人ショートステイ)：徳山市の例により調整する。
- （８）配食サービス：利用料金については食材費実費相当分とするが、配食回数、配食時期と合わせて新市に移行後、速やかに調整する。
- （９）紙オムツ給付：徳山市の例により調整する。
- （１０）緊急通報装置：新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
- （１１）敬老祝金：新南陽市の例により調整する。ただし、支給額については、新市に移行後、速やかに調整する。
- （１２）ねたきり老人等介護見舞金：新市に移行後、速やかに調整する。
- （１３）保育料：新南陽市の例により調整する。ただし、保育料徴収金額表については、国の徴収基準を参考に新市に移行後、速やかに調整する。
- （１４）児童クラブ：新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。ただし、保育料は、２，０００円とする。
- （１５）乳幼児医療：新南陽市、鹿野町の例により調整する。
- （１６）母子家庭等就学・就職支度金：徳山市、新南陽市、熊毛町の例により調整する。
- （１７）遺児福祉手当：遺児福祉手当と交通遺児手当を併せて新制度として整理する。
- （１８）母子・父子医療：徳山市の例により調整する。
- （１９）寡婦医療：新市に移行後、速やかに調整する。
- （２０）小災害り災者援護：徳山市の例により調整する。

〔東かがわ市〕

各種福祉制度の取扱いについては、次のとおり調整する。

- １ 国または県等が定める制度については、現行の実施方法を基準に、新市において調整して実施する。
- ２ 地域福祉バス運行事業、患者輸送バス運行事業については、地域全体の均衡を考慮し、新たな制度により実施する。
- ３ 身体障害者手帳診断書料助成事業については、白鳥町の例により調整し、実施する。
- ４ 敬老年金支給事業については、現行の制度を改め、祝金制度により新市において調整し、実施する。
- ５ 保育所の延長保育は、大内町の例により調整し、実施する。
- ６ 乳幼児医療費支給事業については、引田町の例により統一し、実施する。
- ７ 出生祝金については、３つの区分により祝金を支給する。
- ８ １町または２町で実施されているその他の事業については、新市において調整し、実施する

〔宇摩合併協議会〕

高齢者福祉関係

国及び県の制度に基づく事業については、合併後も従前のとおりとする。

市町村単独事業については、現行のサービスを基礎とし、新市において統一した取扱いとなるよう調整する。

高齢者年金については、合併後、当面の間は満年齢 80 歳以上の方に年額 8,000 円を支給する。ただし、高齢化社会の進展及び介護保険制度の普及等に対応し、随時制度を見直し、一律的な支給形態から焦点を絞った福祉サービスへと移行するものとする。

敬老会については、合併年度は現行のとおり実施する。ただし、対象者は 75 歳以上とする。次年度以降、運営方法や表彰対象者、記念品等の統一を図るものとする。

障害者福祉関係

国及び県の制度に基づく事業については、合併後も従前のとおりとする。

市町村単独事業については、現行のサービスを基礎とし、新市において統一した取扱いとなるよう調整する。